

## 付 編

1. 鷹島神崎遺跡保存管理計画策定委員会設置要綱
2. 文化財保護法に関する規定
3. CONVENTION ON THE PROTECTION OF THE UNDERWATER CULTURAL HERITAGE( 水中文化遺産の保護に関する条約 )
4. 松浦市鷹島海底遺跡保存活用方針
5. 海外における海底遺跡の活用事例について
6. モンゴル帝国に侵略を受けた主な都市及び戦場



## 1. 鷹島神崎遺跡保存管理計画策定委員会設置要綱

(平成 24 年 3 月 1 日松浦市教育委員会告示第 13 号)

最終改正：平成 24 年 11 月 20 日松浦市教育委員会告示第 24 号

### (設置)

**第 1 条** 国指定史跡である鷹島神崎遺跡について、保存管理計画を策定するため、鷹島神崎遺跡保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

**第 2 条** 委員会は、国指定史跡鷹島神崎遺跡の保存管理計画の策定を行うものとする。

### (組織)

**第 3 条** 委員会は、委員 20 人以内で次に掲げる者をもって組織し、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 地元有識者

(3) 関係行政機関及び長崎県の職員

(4) その他教育長が必要と認めた者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から保存管理計画の策定が完了するまでとする。

### (委員長及び副委員長)

**第 4 条** 委員会に、委員の互選により、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

**第 5 条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

### (顧問)

**第 6 条** 委員会に顧問を置くことができる。顧問は、教育委員会が委嘱する。

2 顧問は、委員長の要請に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

### (庶務)

**第 7 条** 委員会の庶務は、文化財課において処理する。

### (補則)

**第 8 条** この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
(失効)
- 2 この告示は、鷹島神崎遺跡保存管理計画の策定が完了した日に、その効力を失う。
- 3 この告示の日以降最初に開かれる会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## 2. 文化財保護法に関する規定

### 文化財保護法（抜粋）

(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)

最終改正：平成 23 年 5 月 2 日法律第 37 号

#### 第 1 章 総則

##### （この法律の目的）

**第 1 条** この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

##### （文化財の定義）

**第 2 条** この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭

園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第 27 条から第 29 条まで、第 37 条、第 55 条第 1 項第四号、第 153 条第 1 項第一号、第 165 条、第 171 条及び附則第 3 条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第 109 条、第 110 条、第 112 条、第 122 条、第 131 条第 1 項第四号、第 153 条第 1 項第七号及び第八号、第 165 条並びに第 171 条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

##### （政府及び地方公共団体の任務）

**第 3 条** 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

##### （国民、所有者等の心構）

**第4条** 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

## 第2章から第6章 略

## 第7章 史跡名勝天然記念物

### (指定)

**第109条** 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市

（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があった日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第3項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

### (仮指定)

**第110条** 前条第1項の規定による指定前ににおいて緊急の必要があると認めるとときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第1項の規定による仮指定には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

### (所有権等の尊重及び他の公益との調整)

**第111条** 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第109条第1項若しくは第2項の規定による指定又は前条第1項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その

他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

#### (解除)

**第 112 条** 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第 109 条第 1 項の規定による指定があったとき、又は仮指定があった日から 2 年以内に同項の規定による指定がなかったときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第 110 条第 1 項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第 1 項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第 109 条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

#### (管理団体による管理及び復旧)

**第 113 条** 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第 119 条第 2 項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定には、第 109 条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。

**第 114 条** 前条第 1 項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第 3 項並びに第 109 条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。

**第 115 条** 第 113 条第 1 項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第 12 章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、管理

団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならぬ。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

**第 116 条** 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

**第 117 条** 管理団体が行う管理又は復旧によって損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第 41 条第 3 項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第 41 条第 3 項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

**第 118 条** 管理団体が行う管理には、第

30 条、第 31 条第 1 項及び第 33 条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第 56 条第 3 項の規定を準用する。

#### （所有者による管理及び復旧）

**第 119 条** 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任すべき者（以下この章及び第 12 章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第 31 条第 3 項の規定を準用する。

**第 120 条** 所有者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条、第 33 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項（同条第 2 項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第 56 条第 1 項の規定を、管理責任者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条第 3 項、第 33 条、第 47 条第 4 項及び第 115 条第 2 項の規定を準用する。

#### （管理に関する命令又は勧告）

**第 121 条** 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるとときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関する必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

**第122条** 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に對し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に對し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の場合には、第37条第3項及び第4項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

**第123条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盜難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前2条の規定による命令に従わないと。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盜難の防止の措置をさせることができないと認められるとき。

2 前項の場合には、第38条第2項及び第39条から第41条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡

の場合の納付金)

**第124条** 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盜難の防止の措置につき第118条及び第120条で準用する第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第121条第2項で準用する第36条第2項、第122条第3項で準用する第37条第3項若しくは前条第2項で準用する第40条第1項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第42条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

**第125条** 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わいで、史跡

名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

**第126条** 前条第1項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であってその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の处分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第184条第1項の規定により前条第1項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

**第127条** 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

**第128条** 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認める

ときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第125条第7項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

**第129条** 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第35条第2項及び第3項並びに第42条の規定を準用する。

(保存のための調査)

**第130条** 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

**第131条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入ってその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼ

すおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があったとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第1項の規定により立ち入り、調査する場合には、第55条第2項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

#### (登録記念物)

**第132条** 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第110条第1項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行ったものを含む。）以外の記念物（第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

- 2 前項の規定による登録には、第57条第2項及び第3項、第109条第3項から第5項まで並びに第111条第1項の規定を準用する。

**第133条** 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第59条第1項から第5項まで、第64条、第68条、第111条第2項

及び第3項並びに第113条から第120条までの規定を準用する。この場合において、第59条第1項中「第27条第1項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第110条第1項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行ったときを含む。）」と、同条第4項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第5項中「抹消には、前条第2項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があった日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第113条第1項中「不適当であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があった場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第118条及び第120条中「第30条、第31条第1項」とあるのは「第31条第1項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第31条第1項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及

びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第118条中「第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項」とあるのは「第47条第4項」と、第120条中「第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項」とあるのは「第47条第4項」と読み替えるものとする。

## 第8章から第13章 略

### 文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和50年9月9日政令第267号）

最終改正：平成24年7月25日政令第202号

## 第1条から第4条 略

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

### 第5条

#### 第1項から第3項 略

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからヘまでに掲げるものにあっては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、

かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあっては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であって、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号の第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第125条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又

- は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着
- チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヌ イからりまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第130条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第125条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 文化庁長官は、前項第一号ヌの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 6 第四項第一号ヌの管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

## 第7項 略

### 第6条から第7条 略

**特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則**

（昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号）

最終改正：平成17年3月28日文部科学省令第11号

#### （管理責任者選任の届出書の記載事項）

**第1条** 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第119条第2項で準用する法第31条第3項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

#### （管理責任者解任の届出書の記載事項）

**第2条** 法第119条第2項で準用する法第31条第3項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
  - 五 管理責任者の氏名及び住所
  - 六 解任の年月日
  - 七 解任の事由
  - 八 新管理責任者の選任に関する見込み  
　その他参考となるべき事項  
  
(所有者変更の届出書の記載事項等)
- 第3条** 法第120条で準用する法第32条  
第1項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
  - 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
  - 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
  - 七 変更の年月日
  - 八 変更の事由
  - 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。  
(管理責任者変更の届出書の記載事項)
- 第4条** 法第120条で準用する法第32条  
第2項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
  - 五 旧管理責任者の氏名及び住所
  - 六 新管理責任者の氏名及び住所
  - 七 新管理責任者の職業及び年令
  - 八 変更の年月日
  - 九 変更の事由

- 十 その他参考となるべき事項  
(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)
- 第5条** 法第120条で準用する法第32条  
第3項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
  - 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
  - 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
  - 七 変更の年月日
  - 八 その他参考となるべき事項  
(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)
- 第6条** 法第118条、第120条及び第172条第5項で準用する法第32条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
  - 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
  - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
  - 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
  - 八 滅失、き損等の事実の生じた当時に

### おける管理の状況

- 九　滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十　き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
- 十一　滅失、き損等の事実を知った日
- 十二　滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2　前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビニ型写真及び図面を添えるものとする。

### （土地の所在等の異動の届出）

**第7条** 法第115条第2項（法第120条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第1項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、異動のあったのち30日以内に行わなければならない。

2　地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

### （国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）

**第8条** 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第167条第1項第一号及び第二号の場合に係るときは第3条の規定を、法第167条第1項第三号の場合に係るときは第6条の規定を、法第167条第1項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

### 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）

最終改正：平成17年3月28日文部科学省令第11号

#### （許可の申請）

**第1条** 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第125条第1項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第184条第1項第二号及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一　史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二　指定年月日
- 三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四　所有者の氏名又は名称及び住所
- 五　権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八　許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要と

する理由

- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
  - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
  - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定期
  - 十三 現状変更等に係る地域の地番
  - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
  - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
  - 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

- 第2条** 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
  - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
  - 三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
  - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
  - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
  - 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
  - 七 管理団体がある場合において、許可

申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
  - 九 前条第2項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。  
(終了の報告)

**第3条** 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第184条第1項第二号及び令第5条第4項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。  
(維持の措置の範囲)

**第4条** 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部が  
き損し、又は衰亡し、かつ、当該部分  
の復旧が明らかに不可能である場合  
において、当該部分を除去するとき。  
(国の機関による現状変更等)

**第5条** 各省各庁の長その他の国の機関が、  
史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等  
について、法第168条第1項第一号又は  
第2項の規定による同意を求めようとする  
場合には第1条及び第2条の規定を、  
法第168条第1項第一号又は第2項の規定  
による同意を受けた場合には第3条の規  
定を準用する。

2 法第168条第3項で準用する法第125  
条第1項ただし書の規定により現状変  
更について同意を求めることを要しな  
い場合は、前条各号に掲げる場合とす  
る。

#### (管理計画)

**第6条** 令第5条第4項第一号ヌの管理の  
ための計画(以下「管理計画」という。)  
には、次に掲げる事項を記載するものと  
する。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び  
名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 管理計画を定めた教育委員会
  - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の  
状況
  - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に  
関する基本方針
  - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変  
更等の許可の基準及びその適用区域
  - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記  
念物の許可の基準の適用区域を示す図面  
を添えるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然

#### 記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和29年6月29日文化財保護委員会規  
則第9号)

最終改正：平成17年3月28日文部科学省  
令第11号

#### (復旧の届出)

**第1条** 文化財保護法(昭和25年法律第  
214号。以下「法」という。)第127条  
第1項の規定による届出は、次に掲げる  
事項を記載した書面をもって行うもの  
とする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)  
名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)  
又は天然記念物(特別天然記念物を  
含む。以下同じ。)の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
  - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名  
称及び住所
  - 六 管理団体がある場合は、その名称及  
び事務所の所在地
  - 七 管理責任者がある場合は、その氏名  
及び住所
  - 八 復旧を必要とする理由
  - 九 復旧の内容及び方法
  - 十 復旧の着手及び終了の予定時期
  - 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名  
称及び代表者の氏名並びに事務所の所  
在地
  - 十二 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書  
類、写真及び図面を添えるものとする。
- 一 設計仕様書
  - 二 復旧をしようとする箇所を表示した  
当該復旧に係る地域又は復旧をしよ  
うとする箇所の写真及び図面
  - 三 復旧をしようとする者が管理団体で  
あるときは、所有者及び権原に基く

占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

**第2条** 前条第1項の届出の書面又は同条第2項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

**第3条** 法第127条第1項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

**第4条** 法第127条第1項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第118条又は第120条で準用する法第35条第1項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第122条第1項又は第2項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第125条第1項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

**第5条** 法第167条第1項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第1条から第3条までの規定を準用する。

2 法第167条第1項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第168条第1項第一号又は第2項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第169条第1項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。



**CONVENTION ON THE  
PROTECTION OF THE UNDERWATER CULTURAL HERITAGE**

UNESCO  
Paris, 2 November 2001

## **CONVENTION ON THE PROTECTION OF THE UNDERWATER CULTURAL HERITAGE**

The General Conference of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, meeting in Paris from 15 October to 3 November 2001, at its 31st session,

Acknowledging the importance of underwater cultural heritage as an integral part of the cultural heritage of humanity and a particularly important element in the history of peoples, nations, and their relations with each other concerning their common heritage,

Realizing the importance of protecting and preserving the underwater cultural heritage and that responsibility therefor rests with all States,

Noting growing public interest in and public appreciation of underwater cultural heritage,

Convinced of the importance of research, information and education to the protection and preservation of underwater cultural heritage,

Convinced of the public's right to enjoy the educational and recreational benefits of responsible non-intrusive access to *in situ* underwater cultural heritage, and of the value of public education to contribute to awareness, appreciation and protection of that heritage,

Aware of the fact that underwater cultural heritage is threatened by unauthorized activities directed at it, and of the need for stronger measures to prevent such activities,

Conscious of the need to respond appropriately to the possible negative impact on underwater cultural heritage of legitimate activities that may incidentally affect it,

Deeply concerned by the increasing commercial exploitation of underwater cultural heritage, and in particular by certain activities aimed at the sale, acquisition or barter of underwater cultural heritage,

Aware of the availability of advanced technology that enhances discovery of and access to underwater cultural heritage,

Believing that cooperation among States, international organizations, scientific institutions, professional organizations, archaeologists, divers, other interested parties and the public at large is essential for the protection of underwater cultural heritage,

Considering that survey, excavation and protection of underwater cultural heritage necessitate the availability and application of special scientific methods and the use of suitable techniques and equipment as well as a high degree of professional specialization, all of which indicate a need for uniform governing criteria,

Realizing the need to codify and progressively develop rules relating to the protection and preservation of underwater cultural heritage in conformity with international law and practice, including the UNESCO Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property of 14 November 1970, the UNESCO Convention for the Protection of the World Cultural and Natural Heritage of 16 November 1972 and the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982,

Committed to improving the effectiveness of measures at international, regional and national levels for the preservation *in situ* or, if necessary for scientific or protective purposes, the careful recovery of underwater cultural heritage,

Having decided at its twenty-ninth session that this question should be made the subject of an international convention,

Adopts this second day of November 2001 this Convention.

### Article 1 – Definitions

For the purposes of this Convention:

1. (a) “Underwater cultural heritage” means all traces of human existence having a cultural, historical or archaeological character which have been partially or totally under water, periodically or continuously, for at least 100 years such as:
    - (i) sites, structures, buildings, artefacts and human remains, together with their archaeological and natural context;
    - (ii) vessels, aircraft, other vehicles or any part thereof, their cargo or other contents, together with their archaeological and natural context; and
    - (iii) objects of prehistoric character.
  - (b) Pipelines and cables placed on the seabed shall not be considered as underwater cultural heritage.
  - (c) Installations other than pipelines and cables, placed on the seabed and still in use, shall not be considered as underwater cultural heritage.
2. (a) “States Parties” means States which have consented to be bound by this Convention and for which this Convention is in force.
  - (b) This Convention applies *mutatis mutandis* to those territories referred to in Article 26, paragraph 2(b), which become Parties to this Convention in accordance with the conditions set out in that paragraph, and to that extent “States Parties” refers to those territories.

3. "UNESCO" means the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization.
4. "Director-General" means the Director-General of UNESCO.
5. "Area" means the seabed and ocean floor and subsoil thereof, beyond the limits of national jurisdiction.
6. "Activities directed at underwater cultural heritage" means activities having underwater cultural heritage as their primary object and which may, directly or indirectly, physically disturb or otherwise damage underwater cultural heritage.
7. "Activities incidentally affecting underwater cultural heritage" means activities which, despite not having underwater cultural heritage as their primary object or one of their objects, may physically disturb or otherwise damage underwater cultural heritage.
8. "State vessels and aircraft" means warships, and other vessels or aircraft that were owned or operated by a State and used, at the time of sinking, only for government non-commercial purposes, that are identified as such and that meet the definition of underwater cultural heritage.
9. "Rules" means the Rules concerning activities directed at underwater cultural heritage, as referred to in Article 33 of this Convention.

## **Article 2 – Objectives and general principles**

1. This Convention aims to ensure and strengthen the protection of underwater cultural heritage.
2. States Parties shall cooperate in the protection of underwater cultural heritage.
3. States Parties shall preserve underwater cultural heritage for the benefit of humanity in conformity with the provisions of this Convention.
4. States Parties shall, individually or jointly as appropriate, take all appropriate measures in conformity with this Convention and with international law that are necessary to protect underwater cultural heritage, using for this purpose the best practicable means at their disposal and in accordance with their capabilities.
5. The preservation *in situ* of underwater cultural heritage shall be considered as the first option before allowing or engaging in any activities directed at this heritage.
6. Recovered underwater cultural heritage shall be deposited, conserved and managed in a manner that ensures its long-term preservation.
7. Underwater cultural heritage shall not be commercially exploited.

8. Consistent with State practice and international law, including the United Nations Convention on the Law of the Sea, nothing in this Convention shall be interpreted as modifying the rules of international law and State practice pertaining to sovereign immunities, nor any State's rights with respect to its State vessels and aircraft.

9. States Parties shall ensure that proper respect is given to all human remains located in maritime waters.

10. Responsible non-intrusive access to observe or document *in situ* underwater cultural heritage shall be encouraged to create public awareness, appreciation, and protection of the heritage except where such access is incompatible with its protection and management.

11. No act or activity undertaken on the basis of this Convention shall constitute grounds for claiming, contending or disputing any claim to national sovereignty or jurisdiction.

### **Article 3 – Relationship between this Convention and the United Nations Convention on the Law of the Sea**

Nothing in this Convention shall prejudice the rights, jurisdiction and duties of States under international law, including the United Nations Convention on the Law of the Sea. This Convention shall be interpreted and applied in the context of and in a manner consistent with international law, including the United Nations Convention on the Law of the Sea.

### **Article 4 – Relationship to law of salvage and law of finds**

Any activity relating to underwater cultural heritage to which this Convention applies shall not be subject to the law of salvage or law of finds, unless it:

- (a) is authorized by the competent authorities, and
- (b) is in full conformity with this Convention, and
- (c) ensures that any recovery of the underwater cultural heritage achieves its maximum protection.

### **Article 5 – Activities incidentally affecting underwater cultural heritage**

Each State Party shall use the best practicable means at its disposal to prevent or mitigate any adverse effects that might arise from activities under its jurisdiction incidentally affecting underwater cultural heritage.

### **Article 6 – Bilateral, regional or other multilateral agreements**

1. States Parties are encouraged to enter into bilateral, regional or other multilateral agreements or develop existing agreements, for the preservation of underwater cultural heritage. All such agreements shall be in full conformity with the provisions of this Convention and shall not dilute its universal character. States may, in such agreements, adopt rules and regulations which would ensure better protection of underwater cultural heritage than those adopted in this Convention.
2. The Parties to such bilateral, regional or other multilateral agreements may invite States with a verifiable link, especially a cultural, historical or archaeological link, to the underwater cultural heritage concerned to join such agreements.
3. This Convention shall not alter the rights and obligations of States Parties regarding the protection of sunken vessels, arising from other bilateral, regional or other multilateral agreements concluded before its adoption, and, in particular, those that are in conformity with the purposes of this Convention.

### **Article 7 – Underwater cultural heritage in internal waters, archipelagic waters and territorial sea**

1. States Parties, in the exercise of their sovereignty, have the exclusive right to regulate and authorize activities directed at underwater cultural heritage in their internal waters, archipelagic waters and territorial sea.
2. Without prejudice to other international agreements and rules of international law regarding the protection of underwater cultural heritage, States Parties shall require that the Rules be applied to activities directed at underwater cultural heritage in their internal waters, archipelagic waters and territorial sea.
3. Within their archipelagic waters and territorial sea, in the exercise of their sovereignty and in recognition of general practice among States, States Parties, with a view to cooperating on the best methods of protecting State vessels and aircraft, should inform the flag State Party to this Convention and, if applicable, other States with a verifiable link, especially a cultural, historical or archaeological link, with respect to the discovery of such identifiable State vessels and aircraft.

### **Article 8 – Underwater cultural heritage in the contiguous zone**

Without prejudice to and in addition to Articles 9 and 10, and in accordance with Article 303, paragraph 2, of the United Nations Convention on the Law of the Sea, States Parties may regulate and authorize activities directed at underwater cultural heritage within their contiguous zone. In so doing, they shall require that the Rules be applied.

**Article 9 – Reporting and notification  
in the exclusive economic zone and on the continental shelf**

1. All States Parties have a responsibility to protect underwater cultural heritage in the exclusive economic zone and on the continental shelf in conformity with this Convention.

Accordingly:

- (a) a State Party shall require that when its national, or a vessel flying its flag, discovers or intends to engage in activities directed at underwater cultural heritage located in its exclusive economic zone or on its continental shelf, the national or the master of the vessel shall report such discovery or activity to it;
- (b) in the exclusive economic zone or on the continental shelf of another State Party:
  - (i) States Parties shall require the national or the master of the vessel to report such discovery or activity to them and to that other State Party;
  - (ii) alternatively, a State Party shall require the national or master of the vessel to report such discovery or activity to it and shall ensure the rapid and effective transmission of such reports to all other States Parties.

2. On depositing its instrument of ratification, acceptance, approval or accession, a State Party shall declare the manner in which reports will be transmitted under paragraph 1(b) of this Article.

3. A State Party shall notify the Director-General of discoveries or activities reported to it under paragraph 1 of this Article.

4. The Director-General shall promptly make available to all States Parties any information notified to him under paragraph 3 of this Article.

5. Any State Party may declare to the State Party in whose exclusive economic zone or on whose continental shelf the underwater cultural heritage is located its interest in being consulted on how to ensure the effective protection of that underwater cultural heritage. Such declaration shall be based on a verifiable link, especially a cultural, historical or archaeological link, to the underwater cultural heritage concerned.

## **Article 10 – Protection of underwater cultural heritage in the exclusive economic zone and on the continental shelf**

1. No authorization shall be granted for an activity directed at underwater cultural heritage located in the exclusive economic zone or on the continental shelf except in conformity with the provisions of this Article.

2. A State Party in whose exclusive economic zone or on whose continental shelf underwater cultural heritage is located has the right to prohibit or authorize any activity directed at such heritage to prevent interference with its sovereign rights or jurisdiction as provided for by international law including the United Nations Convention on the Law of the Sea.

3. Where there is a discovery of underwater cultural heritage or it is intended that activity shall be directed at underwater cultural heritage in a State Party's exclusive economic zone or on its continental shelf, that State Party shall:

- (a) consult all other States Parties which have declared an interest under Article 9, paragraph 5, on how best to protect the underwater cultural heritage;
- (b) coordinate such consultations as "Coordinating State", unless it expressly declares that it does not wish to do so, in which case the States Parties which have declared an interest under Article 9, paragraph 5, shall appoint a Coordinating State.

4. Without prejudice to the duty of all States Parties to protect underwater cultural heritage by way of all practicable measures taken in accordance with international law to prevent immediate danger to the underwater cultural heritage, including looting, the Coordinating State may take all practicable measures, and/or issue any necessary authorizations in conformity with this Convention and, if necessary prior to consultations, to prevent any immediate danger to the underwater cultural heritage, whether arising from human activities or any other cause, including looting. In taking such measures assistance may be requested from other States Parties.

5. The Coordinating State:

- (a) shall implement measures of protection which have been agreed by the consulting States, which include the Coordinating State, unless the consulting States, which include the Coordinating State, agree that another State Party shall implement those measures;
- (b) shall issue all necessary authorizations for such agreed measures in conformity with the Rules, unless the consulting States, which include the Coordinating State, agree that another State Party shall issue those authorizations;

- (c) may conduct any necessary preliminary research on the underwater cultural heritage and shall issue all necessary authorizations therefor, and shall promptly inform the Director-General of the results, who in turn will make such information promptly available to other States Parties.
6. In coordinating consultations, taking measures, conducting preliminary research and/or issuing authorizations pursuant to this Article, the Coordinating State shall act on behalf of the States Parties as a whole and not in its own interest. Any such action shall not in itself constitute a basis for the assertion of any preferential or jurisdictional rights not provided for in international law, including the United Nations Convention on the Law of the Sea.
7. Subject to the provisions of paragraphs 2 and 4 of this Article, no activity directed at State vessels and aircraft shall be conducted without the agreement of the flag State and the collaboration of the Coordinating State.

### **Article 11 – Reporting and notification in the Area**

1. States Parties have a responsibility to protect underwater cultural heritage in the Area in conformity with this Convention and Article 149 of the United Nations Convention on the Law of the Sea. Accordingly when a national, or a vessel flying the flag of a State Party, discovers or intends to engage in activities directed at underwater cultural heritage located in the Area, that State Party shall require its national, or the master of the vessel, to report such discovery or activity to it.
2. States Parties shall notify the Director-General and the Secretary-General of the International Seabed Authority of such discoveries or activities reported to them.
3. The Director-General shall promptly make available to all States Parties any such information supplied by States Parties.
4. Any State Party may declare to the Director-General its interest in being consulted on how to ensure the effective protection of that underwater cultural heritage. Such declaration shall be based on a verifiable link to the underwater cultural heritage concerned, particular regard being paid to the preferential rights of States of cultural, historical or archaeological origin.

### **Article 12 – Protection of underwater cultural heritage in the Area**

1. No authorization shall be granted for any activity directed at underwater cultural heritage located in the Area except in conformity with the provisions of this Article.
2. The Director-General shall invite all States Parties which have declared an interest under Article 11, paragraph 4, to consult on how best to protect the underwater cultural heritage, and to appoint a State Party to coordinate such consultations as the “Coordinating State”. The Director-General shall also invite the International Seabed Authority to participate in such consultations.

3. All States Parties may take all practicable measures in conformity with this Convention, if necessary prior to consultations, to prevent any immediate danger to the underwater cultural heritage, whether arising from human activity or any other cause including looting.

4. The Coordinating State shall:

- (a) implement measures of protection which have been agreed by the consulting States, which include the Coordinating State, unless the consulting States, which include the Coordinating State, agree that another State Party shall implement those measures; and
- (b) issue all necessary authorizations for such agreed measures, in conformity with this Convention, unless the consulting States, which include the Coordinating State, agree that another State Party shall issue those authorizations.

5. The Coordinating State may conduct any necessary preliminary research on the underwater cultural heritage and shall issue all necessary authorizations therefor, and shall promptly inform the Director-General of the results, who in turn shall make such information available to other States Parties.

6. In coordinating consultations, taking measures, conducting preliminary research, and/or issuing authorizations pursuant to this Article, the Coordinating State shall act for the benefit of humanity as a whole, on behalf of all States Parties. Particular regard shall be paid to the preferential rights of States of cultural, historical or archaeological origin in respect of the underwater cultural heritage concerned.

7. No State Party shall undertake or authorize activities directed at State vessels and aircraft in the Area without the consent of the flag State.

### **Article 13 – Sovereign immunity**

Warships and other government ships or military aircraft with sovereign immunity, operated for non-commercial purposes, undertaking their normal mode of operations, and not engaged in activities directed at underwater cultural heritage, shall not be obliged to report discoveries of underwater cultural heritage under Articles 9, 10, 11 and 12 of this Convention. However States Parties shall ensure, by the adoption of appropriate measures not impairing the operations or operational capabilities of their warships or other government ships or military aircraft with sovereign immunity operated for non-commercial purposes, that they comply, as far as is reasonable and practicable, with Articles 9, 10, 11 and 12 of this Convention.

### **Article 14 – Control of entry into the territory, dealing and possession**

States Parties shall take measures to prevent the entry into their territory, the dealing in, or the possession of, underwater cultural heritage illicitly exported and/or recovered, where recovery was contrary to this Convention.

## **Article 15 – Non-use of areas under the jurisdiction of States Parties**

States Parties shall take measures to prohibit the use of their territory, including their maritime ports, as well as artificial islands, installations and structures under their exclusive jurisdiction or control, in support of any activity directed at underwater cultural heritage which is not in conformity with this Convention.

## **Article 16 – Measures relating to nationals and vessels**

States Parties shall take all practicable measures to ensure that their nationals and vessels flying their flag do not engage in any activity directed at underwater cultural heritage in a manner not in conformity with this Convention.

## **Article 17 – Sanctions**

1. Each State Party shall impose sanctions for violations of measures it has taken to implement this Convention.
2. Sanctions applicable in respect of violations shall be adequate in severity to be effective in securing compliance with this Convention and to discourage violations wherever they occur and shall deprive offenders of the benefit deriving from their illegal activities.
3. States Parties shall cooperate to ensure enforcement of sanctions imposed under this Article.

## **Article 18 – Seizure and disposition of underwater cultural heritage**

1. Each State Party shall take measures providing for the seizure of underwater cultural heritage in its territory that has been recovered in a manner not in conformity with this Convention.
2. Each State Party shall record, protect and take all reasonable measures to stabilize underwater cultural heritage seized under this Convention.
3. Each State Party shall notify the Director-General and any other State with a verifiable link, especially a cultural, historical or archaeological link, to the underwater cultural heritage concerned of any seizure of underwater cultural heritage that it has made under this Convention.
4. A State Party which has seized underwater cultural heritage shall ensure that its disposition be for the public benefit, taking into account the need for conservation and research; the need for reassembly of a dispersed collection; the need for public access, exhibition and education; and the interests of any State with a verifiable link, especially a cultural, historical or archaeological link, in respect of the underwater cultural heritage concerned.

### **Article 19 – Cooperation and information-sharing**

1. States Parties shall cooperate and assist each other in the protection and management of underwater cultural heritage under this Convention, including, where practicable, collaborating in the investigation, excavation, documentation, conservation, study and presentation of such heritage.
2. To the extent compatible with the purposes of this Convention, each State Party undertakes to share information with other States Parties concerning underwater cultural heritage, including discovery of heritage, location of heritage, heritage excavated or recovered contrary to this Convention or otherwise in violation of international law, pertinent scientific methodology and technology, and legal developments relating to such heritage.
3. Information shared between States Parties, or between UNESCO and States Parties, regarding the discovery or location of underwater cultural heritage shall, to the extent compatible with their national legislation, be kept confidential and reserved to competent authorities of States Parties as long as the disclosure of such information might endanger or otherwise put at risk the preservation of such underwater cultural heritage.
4. Each State Party shall take all practicable measures to disseminate information, including where feasible through appropriate international databases, about underwater cultural heritage excavated or recovered contrary to this Convention or otherwise in violation of international law.

### **Article 20 – Public awareness**

Each State Party shall take all practicable measures to raise public awareness regarding the value and significance of underwater cultural heritage and the importance of protecting it under this Convention.

### **Article 21 – Training in underwater archaeology**

States Parties shall cooperate in the provision of training in underwater archaeology, in techniques for the conservation of underwater cultural heritage and, on agreed terms, in the transfer of technology relating to underwater cultural heritage.

### **Article 22 – Competent authorities**

1. In order to ensure the proper implementation of this Convention, States Parties shall establish competent authorities or reinforce the existing ones where appropriate, with the aim of providing for the establishment, maintenance and updating of an inventory of underwater cultural heritage, the effective protection, conservation, presentation and management of underwater cultural heritage, as well as research and education.

2. States Parties shall communicate to the Director-General the names and addresses of their competent authorities relating to underwater cultural heritage.

### **Article 23 – Meetings of States Parties**

1. The Director-General shall convene a Meeting of States Parties within one year of the entry into force of this Convention and thereafter at least once every two years. At the request of a majority of States Parties, the Director-General shall convene an Extraordinary Meeting of States Parties.

2. The Meeting of States Parties shall decide on its functions and responsibilities.

3. The Meeting of States Parties shall adopt its own Rules of Procedure.

4. The Meeting of States Parties may establish a Scientific and Technical Advisory Body composed of experts nominated by the States Parties with due regard to the principle of equitable geographical distribution and the desirability of a gender balance.

5. The Scientific and Technical Advisory Body shall appropriately assist the Meeting of States Parties in questions of a scientific or technical nature regarding the implementation of the Rules.

### **Article 24 – Secretariat for this Convention**

1. The Director-General shall be responsible for the functions of the Secretariat for this Convention.

2. The duties of the Secretariat shall include:

- (a) organizing Meetings of States Parties as provided for in Article 23, paragraph 1; and
- (b) assisting States Parties in implementing the decisions of the Meetings of States Parties.

### **Article 25 – Peaceful settlement of disputes**

1. Any dispute between two or more States Parties concerning the interpretation or application of this Convention shall be subject to negotiations in good faith or other peaceful means of settlement of their own choice.

2. If those negotiations do not settle the dispute within a reasonable period of time, it may be submitted to UNESCO for mediation, by agreement between the States Parties concerned.

3. If mediation is not undertaken or if there is no settlement by mediation, the provisions relating to the settlement of disputes set out in Part XV of the United

Nations Convention on the Law of the Sea apply *mutatis mutandis* to any dispute between States Parties to this Convention concerning the interpretation or application of this Convention, whether or not they are also Parties to the United Nations Convention on the Law of the Sea.

4. Any procedure chosen by a State Party to this Convention and to the United Nations Convention on the Law of the Sea pursuant to Article 287 of the latter shall apply to the settlement of disputes under this Article, unless that State Party, when ratifying, accepting, approving or acceding to this Convention, or at any time thereafter, chooses another procedure pursuant to Article 287 for the purpose of the settlement of disputes arising out of this Convention.

5. A State Party to this Convention which is not a Party to the United Nations Convention on the Law of the Sea, when ratifying, accepting, approving or acceding to this Convention or at any time thereafter shall be free to choose, by means of a written declaration, one or more of the means set out in Article 287, paragraph 1, of the United Nations Convention on the Law of the Sea for the purpose of settlement of disputes under this Article. Article 287 shall apply to such a declaration, as well as to any dispute to which such State is party, which is not covered by a declaration in force. For the purpose of conciliation and arbitration, in accordance with Annexes V and VII of the United Nations Convention on the Law of the Sea, such State shall be entitled to nominate conciliators and arbitrators to be included in the lists referred to in Annex V, Article 2, and Annex VII, Article 2, for the settlement of disputes arising out of this Convention.

### **Article 26 – Ratification, acceptance, approval or accession**

1. This Convention shall be subject to ratification, acceptance or approval by Member States of UNESCO.

2. This Convention shall be subject to accession:

(a) by States that are not members of UNESCO but are members of the United Nations or of a specialized agency within the United Nations system or of the International Atomic Energy Agency, as well as by States Parties to the Statute of the International Court of Justice and any other State invited to accede to this Convention by the General Conference of UNESCO;

(b) by territories which enjoy full internal self-government, recognized as such by the United Nations, but have not attained full independence in accordance with General Assembly resolution 1514 (XV) and which have competence over the matters governed by this Convention, including the competence to enter into treaties in respect of those matters.

3. The instruments of ratification, acceptance, approval or accession shall be deposited with the Director-General.

### **Article 27 – Entry into force**

This Convention shall enter into force three months after the date of the deposit of the twentieth instrument referred to in Article 26, but solely with respect to the twenty States or territories that have so deposited their instruments. It shall enter into force for each other State or territory three months after the date on which that State or territory has deposited its instrument.

### **Article 28 – Declaration as to inland waters**

When ratifying, accepting, approving or acceding to this Convention or at any time thereafter, any State or territory may declare that the Rules shall apply to inland waters not of a maritime character.

### **Article 29 – Limitations to geographical scope**

At the time of ratifying, accepting, approving or acceding to this Convention, a State or territory may make a declaration to the depositary that this Convention shall not be applicable to specific parts of its territory, internal waters, archipelagic waters or territorial sea, and shall identify therein the reasons for such declaration. Such State shall, to the extent practicable and as quickly as possible, promote conditions under which this Convention will apply to the areas specified in its declaration, and to that end shall also withdraw its declaration in whole or in part as soon as that has been achieved.

### **Article 30 – Reservations**

With the exception of Article 29, no reservations may be made to this Convention.

### **Article 31 – Amendments**

1. A State Party may, by written communication addressed to the Director-General, propose amendments to this Convention. The Director-General shall circulate such communication to all States Parties. If, within six months from the date of the circulation of the communication, not less than one half of the States Parties reply favourably to the request, the Director-General shall present such proposal to the next Meeting of States Parties for discussion and possible adoption.

2. Amendments shall be adopted by a two-thirds majority of States Parties present and voting.

3. Once adopted, amendments to this Convention shall be subject to ratification, acceptance, approval or accession by the States Parties.

4. Amendments shall enter into force, but solely with respect to the States Parties that have ratified, accepted, approved or acceded to them, three months after the deposit of the instruments referred to in paragraph 3 of this Article by two thirds of

the States Parties. Thereafter, for each State or territory that ratifies, accepts, approves or accedes to it, the amendment shall enter into force three months after the date of deposit by that Party of its instrument of ratification, acceptance, approval or accession.

5. A State or territory which becomes a Party to this Convention after the entry into force of amendments in conformity with paragraph 4 of this Article shall, failing an expression of different intention by that State or territory, be considered:

- (a) as a Party to this Convention as so amended; and
- (b) as a Party to the unamended Convention in relation to any State Party not bound by the amendment.

### **Article 32 – Denunciation**

1. A State Party may, by written notification addressed to the Director-General, denounce this Convention.

2. The denunciation shall take effect twelve months after the date of receipt of the notification, unless the notification specifies a later date.

3. The denunciation shall not in any way affect the duty of any State Party to fulfil any obligation embodied in this Convention to which it would be subject under international law independently of this Convention.

### **Article 33 – The Rules**

The Rules annexed to this Convention form an integral part of it and, unless expressly provided otherwise, a reference to this Convention includes a reference to the Rules.

### **Article 34 – Registration with the United Nations**

In conformity with Article 102 of the Charter of the United Nations, this Convention shall be registered with the Secretariat of the United Nations at the request of the Director-General.

### **Article 35 – Authoritative texts**

This Convention has been drawn up in Arabic, Chinese, English, French, Russian and Spanish, the six texts being equally authoritative.

## Annex

### Rules concerning activities directed at underwater cultural heritage

#### I. General principles

**Rule 1.** The protection of underwater cultural heritage through *in situ* preservation shall be considered as the first option. Accordingly, activities directed at underwater cultural heritage shall be authorized in a manner consistent with the protection of that heritage, and subject to that requirement may be authorized for the purpose of making a significant contribution to protection or knowledge or enhancement of underwater cultural heritage.

**Rule 2.** The commercial exploitation of underwater cultural heritage for trade or speculation or its irretrievable dispersal is fundamentally incompatible with the protection and proper management of underwater cultural heritage. Underwater cultural heritage shall not be traded, sold, bought or bartered as commercial goods.

This Rule cannot be interpreted as preventing:

- (a) the provision of professional archaeological services or necessary services incidental thereto whose nature and purpose are in full conformity with this Convention and are subject to the authorization of the competent authorities;
- (b) the deposition of underwater cultural heritage, recovered in the course of a research project in conformity with this Convention, provided such deposition does not prejudice the scientific or cultural interest or integrity of the recovered material or result in its irretrievable dispersal; is in accordance with the provisions of Rules 33 and 34; and is subject to the authorization of the competent authorities.

**Rule 3.** Activities directed at underwater cultural heritage shall not adversely affect the underwater cultural heritage more than is necessary for the objectives of the project.

**Rule 4.** Activities directed at underwater cultural heritage must use non-destructive techniques and survey methods in preference to recovery of objects. If excavation or recovery is necessary for the purpose of scientific studies or for the ultimate protection of the underwater cultural heritage, the methods and techniques used must be as non-destructive as possible and contribute to the preservation of the remains.

**Rule 5.** Activities directed at underwater cultural heritage shall avoid the unnecessary disturbance of human remains or venerated sites.

**Rule 6.** Activities directed at underwater cultural heritage shall be strictly regulated to ensure proper recording of cultural, historical and archaeological information.

**Rule 7.** Public access to *in situ* underwater cultural heritage shall be promoted, except where such access is incompatible with protection and management.

**Rule 8.** International cooperation in the conduct of activities directed at underwater cultural heritage shall be encouraged in order to further the effective exchange or use of archaeologists and other relevant professionals.

## II. Project design

**Rule 9.** Prior to any activity directed at underwater cultural heritage, a project design for the activity shall be developed and submitted to the competent authorities for authorization and appropriate peer review.

**Rule 10.** The project design shall include:

- (a) an evaluation of previous or preliminary studies;
- (b) the project statement and objectives;
- (c) the methodology to be used and the techniques to be employed;
- (d) the anticipated funding;
- (e) an expected timetable for completion of the project;
- (f) the composition of the team and the qualifications, responsibilities and experience of each team member;
- (g) plans for post-fieldwork analysis and other activities;
- (h) a conservation programme for artefacts and the site in close cooperation with the competent authorities;
- (i) a site management and maintenance policy for the whole duration of the project;
- (j) a documentation programme;
- (k) a safety policy;
- (l) an environmental policy;
- (m) arrangements for collaboration with museums and other institutions, in particular scientific institutions;
- (n) report preparation;

- (o) deposition of archives, including underwater cultural heritage removed; and
- (p) a programme for publication.

**Rule 11.** Activities directed at underwater cultural heritage shall be carried out in accordance with the project design approved by the competent authorities.

**Rule 12.** Where unexpected discoveries are made or circumstances change, the project design shall be reviewed and amended with the approval of the competent authorities.

**Rule 13.** In cases of urgency or chance discoveries, activities directed at the underwater cultural heritage, including conservation measures or activities for a period of short duration, in particular site stabilization, may be authorized in the absence of a project design in order to protect the underwater cultural heritage.

### III. Preliminary work

**Rule 14.** The preliminary work referred to in Rule 10 (a) shall include an assessment that evaluates the significance and vulnerability of the underwater cultural heritage and the surrounding natural environment to damage by the proposed project, and the potential to obtain data that would meet the project objectives.

**Rule 15.** The assessment shall also include background studies of available historical and archaeological evidence, the archaeological and environmental characteristics of the site, and the consequences of any potential intrusion for the long-term stability of the underwater cultural heritage affected by the activities.

### IV. Project objective, methodology and techniques

**Rule 16.** The methodology shall comply with the project objectives, and the techniques employed shall be as non-intrusive as possible.

### V. Funding

**Rule 17.** Except in cases of emergency to protect underwater cultural heritage, an adequate funding base shall be assured in advance of any activity, sufficient to complete all stages of the project design, including conservation, documentation and curation of recovered artefacts, and report preparation and dissemination.

**Rule 18.** The project design shall demonstrate an ability, such as by securing a bond, to fund the project through to completion.

**Rule 19.** The project design shall include a contingency plan that will ensure conservation of underwater cultural heritage and supporting documentation in the event of any interruption of anticipated funding.

## VI. Project duration - timetable

**Rule 20.** An adequate timetable shall be developed to assure in advance of any activity directed at underwater cultural heritage the completion of all stages of the project design, including conservation, documentation and curation of recovered underwater cultural heritage, as well as report preparation and dissemination.

**Rule 21.** The project design shall include a contingency plan that will ensure conservation of underwater cultural heritage and supporting documentation in the event of any interruption or termination of the project.

## VII. Competence and qualifications

**Rule 22.** Activities directed at underwater cultural heritage shall only be undertaken under the direction and control of, and in the regular presence of, a qualified underwater archaeologist with scientific competence appropriate to the project.

**Rule 23.** All persons on the project team shall be qualified and have demonstrated competence appropriate to their roles in the project.

## VIII. Conservation and site management

**Rule 24.** The conservation programme shall provide for the treatment of the archaeological remains during the activities directed at underwater cultural heritage, during transit and in the long term. Conservation shall be carried out in accordance with current professional standards.

**Rule 25.** The site management programme shall provide for the protection and management *in situ* of underwater cultural heritage, in the course of and upon termination of fieldwork. The programme shall include public information, reasonable provision for site stabilization, monitoring, and protection against interference.

## IX. Documentation

**Rule 26.** The documentation programme shall set out thorough documentation including a progress report of activities directed at underwater cultural heritage, in accordance with current professional standards of archaeological documentation.

**Rule 27.** Documentation shall include, at a minimum, a comprehensive record of the site, including the provenance of underwater cultural heritage moved or removed in the course of the activities directed at underwater cultural heritage, field notes, plans, drawings, sections, and photographs or recording in other media.

## X. Safety

**Rule 28.** A safety policy shall be prepared that is adequate to ensure the safety and health of the project team and third parties and that is in conformity with any applicable statutory and professional requirements.

## XI. Environment

**Rule 29.** An environmental policy shall be prepared that is adequate to ensure that the seabed and marine life are not unduly disturbed.

## XII. Reporting

**Rule 30.** Interim and final reports shall be made available according to the timetable set out in the project design, and deposited in relevant public records.

**Rule 31.** Reports shall include:

- (a) an account of the objectives;
- (b) an account of the methods and techniques employed;
- (c) an account of the results achieved;
- (d) basic graphic and photographic documentation on all phases of the activity;
- (e) recommendations concerning conservation and curation of the site and of any underwater cultural heritage removed; and
- (f) recommendations for future activities.

## XIII. Curation of project archives

**Rule 32.** Arrangements for curation of the project archives shall be agreed to before any activity commences, and shall be set out in the project design.

**Rule 33.** The project archives, including any underwater cultural heritage removed and a copy of all supporting documentation shall, as far as possible, be kept together and intact as a collection in a manner that is available for professional and public access as well as for the curation of the archives. This should be done as rapidly as possible and in any case not later than ten years from the completion of the project, in so far as may be compatible with conservation of the underwater cultural heritage.

**Rule 34.** The project archives shall be managed according to international professional standards, and subject to the authorization of the competent authorities.

#### XIV. Dissemination

**Rule 35.** Projects shall provide for public education and popular presentation of the project results where appropriate.

**Rule 36.** A final synthesis of a project shall be:

- (a) made public as soon as possible, having regard to the complexity of the project and the confidential or sensitive nature of the information; and
- (b) deposited in relevant public records.

The foregoing is the authentic text of the Convention duly adopted by the General Conference of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization during its thirty-first session, which was held in Paris and declared closed the third day of November 2001.

Le texte qui précède est le texte authentique de la Convention dûment adoptée par la Conférence générale de l'Organisation des Nations Unies pour l'éducation, la science et la culture à sa trente-et-unième session, qui s'est tenue à Paris et qui a été déclarée close le troisième jour de novembre 2001.

Lo anterior es el texto auténtico de la Convención aprobada en buena y debida forma por la Conferencia General de la Organización de las Naciones Unidas para la Educación, la Ciencia y la Cultura, en su trigésimo primera reunión, celebrada en París y terminada el tres de noviembre de 2001.

Приведенный выше текст является подлинным текстом Конвенции, надлежащим образом принятой Генеральной конференцией Организации Объединенных Наций по вопросам образования, науки и культуры на ее тридцать первой сессии, состоявшейся в Париже и закончившейся третьего ноября 2001 года.

ويعتبر النص المتقدم هو النص الأصلي لاتفاقية التي اعتمدها على النحو الواجب المؤتمر العام لمنظمة الأمم المتحدة للتربية والعلم والثقافة في دورته الحادية والثلاثين المنعقدة في باريس والتي أعلن اختتامها في اليوم الثالث من نوفمبر/تشرين الثاني ٢٠٠١ .

上述文本为在巴黎召开的，于2001年11月3日闭幕的联合国教科文组织第三十一届大会正式通过的公约的正式文本。

IN WITNESS WHEREOF we have appended our signatures this 6th day of November 2001.

EN FOI DE QUOI ont apposé leur signature, ce 6ème jour de novembre 2001.

EN FE DE LO CUAL estampan sus firmas, en este día 6 de noviembre de 2001.

В УДОСТОВЕРЕНИЕ ЧЕГО настоящую Конвенцию подписали 6 ноября 2001 года.

وإثباتاً لما تقدم وقعنا بامضائينا في هذا اليوم السادس من نوفمبر/تشرين الثاني ٢٠٠١.

为此，我们于2001年11月6日签上我们的名字，以资证明。

*The President of the General Conference  
Le Président de la Conférence générale  
El Presidente de la Conferencia General  
Председатель Генеральной конференции*

رئيس المؤتمر العام  
大会主席

*The Director-General  
Le Directeur général  
El Director General  
Генеральный директор*

المدير العام  
总干事

Certified Copy  
Copie certifiée conforme  
Copia certificada conforme  
Заверенная копия  
صورة طبق الأصل  
兹证明文本无误

Paris,

Legal Adviser  
United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

Conseiller juridique  
De l'Organisation des Nations Unies pour l'éducation, la science et la culture

Consejero jurídico  
de la Organización des las Naciones Unidas para la Educación, la Ciencia y la Cultura

Юридический советник  
Организации Объединенных Наций по вопросам образования, науки и культуры

المستشار القانوني  
للنقطة الأمم المتحدة للتربية والعلم والثقافة

联合国教育、科学及文化组织  
法律顾问

Done in Paris this 6th day of November 2001 in two authentic copies bearing the signature of the President of the thirty-first session of the General Conference and of the Director-General of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, which shall be deposited in the archives of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization and certified true copies of which shall be delivered to all the States and territories referred to in Article 26 as well as to the United Nations.

Fait à Paris ce sixième jour de novembre 2001, en deux exemplaires authentiques portant la signature du Président de la Conférence générale réunie en sa trente-et-unième session, et du Directeur général de l'Organisation des Nations Unies pour l'éducation, la science et la culture, qui seront déposés dans les archives de l'Organisation des Nations Unies pour l'éducation, la science et la culture, et dont les copies certifiées conformes seront remises à tous les États et territoires visés à l'article 26 ainsi qu'à l'Organisation des Nations Unies.

Hecho en París en este día seis de noviembre de 2001, en dos ejemplares auténticos que llevan la firma del Presidente de la Conferencia General, en su trigésimo primera reunión, y del Director General de la Organización de las Naciones Unidas para la Educación, la Ciencia y la Cultura, ejemplares que se depositarán en los archivos de esta Organización, y cuyas copias certificadas conformes se remitirán a todos los Estados y territorios a que se refiere el Artículo 26, así como a las Naciones Unidas.

Совершено в г. Париже 6 ноября 2001 года в двух аутентичных экземплярах за подписью Председателя Генеральной конференции, собравшейся на тридцать первую сессию, и Генерального директора Организации Объединенных Наций по вопросам образования, науки и культуры, надлежащим образом заверенные копии которых будут направлены всем государствам и территориям, указанным в статье 26, а также Организации Объединенных Наций.

صدرت في باريس في هذا اليوم السادس من نوفمبر/تشرين الثاني ٢٠٠١، من نسختين أصليتين تحملان توقيعي رئيس المؤتمر العام في دورته الحادية والثلاثين والمدير العام لمنظمة الأمم المتحدة للتربية والعلم والثقافة، وستودع في محفوظات منظمة الأمم المتحدة للتربية والعلم والثقافة، وسترسل نسخ مصدق عليها مطابقة للأصل إلى جميع الدول المشار إليها في المادة ٢٦ وإلى منظمة الأمم المتحدة.

2001年11月6日订于巴黎，正本两份，由联合国教科文组织大会第三十一届会议主席和联合国教科文组织总干事签署，并将存放于联合国教科文组织的档案中。经核准的副本将分送第26条所提及的所有国家和地区以及联合国。

## 4. 松浦市鷹島海底遺跡保存活用方針

\* 平成 18 年 12 月 7 日 松浦市鷹島海底遺跡保存活用方針策定  
 \* 平成 22 年 1 月 5 日 最終修正

松浦市の教育努力目標である「文化財の保護・活用と豊かな郷土文化の振興」を具現化するため、また、新市建設計画の基本理念である『自然のめぐみを活かした「個性」さらめく「交流」と「ぬくもり」のあるまちづくり』を実現させるため、さらには、主要施策である「地域の個性を育む歴史文化の継承」を実現するために、鷹島海底遺跡を対象とした保存活用方針を作成します。

### 1. 鷹島海底遺跡の発見から調査の経緯について

鷹島は蒙古襲来にいう「弘安の役」の際、鷹島沖に集結した東路軍及び江南軍あわせて約 4,400 隻の大艦隊が大暴風雨によって沈没・難破した場所として世に知られています。蒙古襲来は、わが国の歴史上きわめて重要な事件であり、鷹島及びその周辺海域はその舞台であると同時に、世界の海難史上にも類を見ない事件の舞台であります。また、鷹島南岸の海底からは、以前から地元の漁師によって碇石、壺や碗などが引き揚げられています。江戸時代に海底から引き揚げられたという伝承を持つ銅造如来坐像は、昭和 49 年 10 月に長崎県有形文化財に指定されており、現在、鷹島町原の市杵島神社に祀られています。さらに昭和 49 年鷹島神崎海岸で発見された青銅印はパスパ文字で刻まれ、側面に「至元十四年（1277）九月造」とあり、元軍の遺品「鷹島の管軍總把印」として平成元年 3 月に長崎県有形文化財に指定されました。

#### ①鷹島海底遺跡の発見

東海大学の茂在寅男氏を中心として、昭和 55 年度から 3 カ年計画で、文部省科学研究費特定研究「古文化財に関する保存科学と人文・自然科学」のなかの「水中考古学に関する基礎的研究」による実験調査地として北松浦郡鷹島町（現松浦市）が選ばれました。その目的は欧米に比べて遅れている水中考古学の調査研究方法を確立させることと蒙古襲来という歴史的事件を水中考古学の立場から解明することにありました。

この調査では、音響測深機のソノストレーター及びサイドスキャンソナーを使用した海底下の状況調査やダイバーによる遺物（碇石・石製砲弾・陶器片等）の引き揚げ作業が行われましたが、引き揚げには海底上の砂泥を吸い上げるエアーリフトの使用実験も行われました。調査の結果、引き揚げられた遺物の特徴や海岸で採集された青銅印は元軍の所持していた遺物と判断され、ここに元の大軍が襲来し、台風を避けて鷹島南岸に避難したもの、その大半が壊滅したと伝わる史実が考古学的知見によって確認されました。

#### ②遺跡の周知

昭和 55 年度の成果をもとに、鷹島南岸にはまだかなりの遺物が分布している可能性があることから、昭和 56 年 7 月に鷹島南岸の東側干上鼻から西側の雷岬までの約 7.5km、汀線から沖合約 200 m までの範囲、約 150 万 m<sup>2</sup> の海域が蒙古襲来に関係する遺物を包蔵する「鷹島海底遺跡」として周知され、以後、開発行為を行う場合は事前に文化財

保護法に基づく手続きをすることが義務付けられています。

### ③調査の経緯

#### 鷹島海底遺跡に関する調査経緯

昭和 58 年度	床浪地区防波堤建設工事に伴う緊急発掘調査
昭和 63 年度	床浪港改修工事（護岸）に伴う試掘調査
平成 元年度	床浪港改修工事（埋立て・浚渫）に伴う緊急発掘調査
平成 元年度	文部省科学研究費補助金による学術調査
平成 2 年度	文部省科学研究費補助金による学術調査
平成 3 年度	文部省科学研究費補助金による学術調査
平成 4 年度	床浪港改修工事（護岸）に伴う緊急発掘調査
平成 4 年度	鷹島海底遺跡詳細分布調査（目視調査）
平成 5 年度	鷹島海底遺跡詳細分布調査（目視調査）
平成 6 年度	鷹島海底遺跡詳細分布調査（目視調査）
平成 6 年度	神崎港防波堤工事に伴う緊急発掘調査
平成 7 年度	鷹島海底遺跡詳細分布調査（目視調査）
平成 7 年度	神崎港防波堤工事に伴う緊急発掘調査
平成 8 年度	鷹島海底遺跡詳細分布調査（目視調査）
平成 9 年度	鷹島海底遺跡詳細分布調査（目視調査）
平成 10 年度	鷹島海底遺跡詳細分布調査（目視調査）
平成 11 年度	鷹島海底遺跡詳細分布調査（目視調査）
平成 12 年度	神崎地区で範囲確認調査
平成 12 年度	神崎港改修工事（護岸）に伴う緊急発掘調査
平成 13 年度	神崎地区で範囲確認調査
平成 13 年度	神崎港改修工事（船着場・浚渫）に伴う緊急発掘調査
平成 14 年度	神崎港改修工事（防波堤・荷揚げ場）に伴う緊急発掘調査
平成 14 年度	神崎地区で範囲確認調査
平成 15 年度	神崎地区で範囲確認調査
平成 16 年度	神崎地区で範囲確認調査
平成 17 年度	神崎地区で範囲確認調査、鷹島南岸で海底探査
平成 18 年度	福島西岸で海底探査
平成 19 年度	今福北岸で海底探査
平成 20 年度	調川・志佐北岸及び飛島南岸で海底探査
平成 21 年度	御厨北岸・星鹿東岸で海底探査
平成 22 年度	星鹿津崎東岸で海底探査予定
平成 23 年度	青島南岸から東岸で海底探査予定
平成 24 年度	青島東岸で海底探査予定

### ④調査報告書

旧鷹島町教育委員会で実施した昭和 58 年度から平成 17 年度までの鷹島海底遺跡に関する調査の成果は、以下のとおり報告書として刊行しています。

床浪海底遺跡

床浪港改修工事に伴う緊急発掘調査報告書

鷹島海底遺跡	鷹島町教育委員会・床浪海底遺跡発掘調査団 1984 床浪港改修工事に伴う緊急発掘調査報告書
鷹島海底遺跡II	鷹島町教育委員会 1992 床浪港改修工事に伴う緊急発掘調査報告書
鷹島海底遺跡III	鷹島町教育委員会 1993 鷹島町神崎港改修工事に伴う緊急発掘調査報告書
鷹島海底遺跡IV	鷹島町教育委員会 1996 鷹島海底遺跡内容確認発掘調査報告書 1
鷹島海底遺跡V	鷹島町教育委員会 2001 鷹島町神崎港改修工事に伴う緊急発掘調査報告書②
鷹島海底遺跡VI	鷹島町教育委員会 2001 鷹島海底遺跡内容確認発掘調査報告書 2
鷹島海底遺跡VII	鷹島町教育委員会 2002 鷹島町神崎港改修工事に伴う発掘調査概報
鷹島海底遺跡VIII	鷹島町教育委員会 2002 鷹島町神崎港改修工事に伴う発掘調査概報②
鷹島海底遺跡IX	鷹島町教育委員会 2003 鷹島海底遺跡内容確認発掘調査報告書 3
鷹島海底遺跡X	鷹島町教育委員会 2003 鷹島海底遺跡内容確認発掘調査報告書 4
鷹島海底遺跡XI	鷹島町教育委員会 2004 鷹島海底遺跡内容確認発掘調査報告書 5
松浦市内遺跡確認調査 (1) 鷹島町内遺跡確認調査報告	鷹島町教育委員会 2005
松浦市鷹島海底遺跡	松浦市教育委員会 2007 平成 13・14 年度鷹島町神崎港改修工事に伴う緊急発掘調査報告書 松浦市教育委員会 2008

平成 4 年度から平成 11 年度にかけて実施された鷹島海底遺跡詳細分布調査（目視調査）は、旧鷹島町における単独事業で、調査は N P O 法人アジア水中考古学研究所（旧九州・沖縄水中考古学協会）に委託されています。しかし、これに係る調査報告書が刊行されていないため、平成 18 年度刊行の報告書に附編として掲載しています。

## 2. 保存活用の基本方針

鷹島海底遺跡は、遺物が海底に分布しているため状況の把握が大変難しいという問題をかかえています。そのため、遺跡の保存を前提として適切な活用を進め、地域住民及び県外からの来訪者に対して効果的に情報を提供する必要があります。また、遺跡の状況把握と基礎資料の収集に努め、海底遺跡に関する様々な情報を発信します。出土遺物の保存処理及び收藏施設の建設に努めるとともに、国の重要文化財及び史跡指定や将来的には世界

遺産登録を目標に、遺跡の価値を理解し郷土の歴史や文化を再認識する場の創出に努めることを基本方針として定めます。

#### ①資料の収集

鷹島海底遺跡は、世界史的に重要な事件である蒙古襲来の姿を出土遺物から復元できる可能性を持っています。遺跡については、これまでの詳細分布調査（目視調査）・緊急調査等によってもその重要性は十分に理解されていますが、その反面全体像の把握となると十分とはいえません。よって、鷹島海底遺跡を将来にわたって保護するためにも遺跡の全体像の把握及び遺跡の範囲確定のための基礎資料の収集が必要です。そのため、平成17年度から5カ年計画で実施している鷹島南岸及び伊万里湾での海底探査を3カ年延長して、伊万里湾全体の海底地形調査と音波探査の組み合わせによる手法で海底地形図を作成します。得られた資料のデータベースの構築は、今後の調査計画や学術的な研究の基礎資料等様々な分野において効果的な利用を図ります。

#### ②遺物の保存処理

鷹島海底遺跡では、海底から様々な遺物が出土していますが、木製品は、海底から引き揚げた後そのままにしておくと、腐食及び塩分の結晶化に伴う変質や急激な乾燥による収縮変形を起こしやすいため、それを防ぐ方法として脱塩処理・保存処理を行います。そのため、重要なことは保存処理をどのようにして行うかであり、材種が複合した遺物もあるため素材にあった保存処理が必要です。それによっては短期間で処理ができるもの、あるいは長期間を要するものもあり、その処理方法については専門家の指導を得て実施することとし、鷹島海底遺跡調査指導委員会に保存処理を検討する専門部会を設けて対処していきます。また、多くの木製品が出土しており、その中には船の部材と思われる木製品もあることから、船の建造工程及び構造に関する専門家の指導を得るため船舶の専門部会を設けます。

松浦市では、木製品の保存処理作業を行うための専用施設として「松浦市立鷹島埋蔵文化財センター」を設置し、PEG含浸装置を備えています。今後も施設の有効活用を図り自前による保存処理を行うとともに遺物の保存・保存処理に万全を期していきます。また、外部委託等により保存処理が終わった遺物については、埋蔵文化財センターと隣接して設置している「松浦市立鷹島歴史民俗資料館」で一般公開しています。今後も保存処理が終わった遺物は随時展示していきます。

#### ③報告書の作成

鷹島海底遺跡の調査は、学術調査・詳細分布調査（目視調査）・範囲確認調査・緊急調査を含めてこれまで27回実施されています。そのなかでも平成13年度及び14年度に行った神崎地区の神崎港改修工事に伴う発掘調査では概報が作成されており、平成19年度の国庫補助事業の一環で埋蔵文化財保存活用整備事業費を活用して緊急調査報告書として刊行しています。これにより遺跡・遺物の価値付けができるとともに、今後の神崎地区の国史跡指定、また、出土遺物の重要文化財に向けての基礎資料になります。

#### ④国の重要文化財及び史跡指定

平成6年度の神崎港での緊急調査では、木製碇と二石分離型の碇石が原位置で出土しました。これによって、使用方法がこれまで不明であった元軍の船の碇の全体構造が

把握できるようになります。3号柵の研究上極めて画期的な発見となっております。また、平成12年度から14年度の緊急調査では、帶金具・矢束・てつはう・陶磁器・鉄製品・漆製品・船材・隔壁板等様々な遺物が出土しています。平成13年度の調査では『蒙古襲来絵詞』に描かれた「てつはう」が発見され、これまで絵巻物や文献から想像するしかなかった元軍の最新兵器の大変貴重な資料になっております。これら一つ一つの遺物は蒙古襲来という世界史上重要な出来事を解明していく上で大きな手がかりを与えています。鷹島海底遺跡は、考古学のみならず、東アジア史、美術史、造船史、軍事史、岩石学・理化学といった多方面の研究分野のテーマとして情報を提供できる国内でも大変重要な遺跡であります。松浦市教育委員会では、長崎県教育委員会の指導を受けてこれらの出土遺物を国の重要文化財として指定できるように取り組んでいきます。

鷹島海底遺跡が位置する伊万里湾の海域は、一部が松浦国際貿易港に指定されており、また、福島町にある液化石油ガス国家備蓄福島基地へのLPG搬入搬出のための大型タンカーの航路にもなっています。特に伊万里湾には、新松浦漁業共同組合による漁業権もあり、遺跡の範囲確認調査には困難が予想されますが、これらの関係機関・関係省庁との協議、調整について誠意を持って対処します。

史跡指定については、海底探査の調査結果及びこれまでの詳細分布調査（目視調査）等の成果を十分考慮し、指定範囲については座標軸による指定も視野にいれて検討していきます。

#### ⑤世界遺産登録

鷹島海底遺跡の出土遺物については、国の重要文化財の指定及び国指定史跡を目指していますが、将来的には他県の蒙古襲来に關係する遺跡と連携しながら世界遺産登録をめざしていく方針で進めていきます。そのためには行政と住民の協働によってこの価値を未来に引き継いでいくこと、この地域がより魅力あるものにならなければなりません。また、多くの人の理解と協力が必要であり、多くの人に鷹島海底遺跡の価値及び重要性を理解してもらわなければなりません。世界遺産登録前の国内の暫定リスト物件になるためには、提案書の作成段階において事前に関係機関（文化庁・長崎県・福岡県等）及び関係市町村との連携を図り推進していきます。

#### ⑥収蔵施設の建設

国の重要文化財に指定される遺物は、耐震・耐火・防犯・空調を備えた保存施設内に収蔵及び専用の遺物ケースで保管する義務がかせられているため、現有施設である鷹島埋蔵文化財センターと鷹島歴史民俗資料館を含めての増築を検討し、展示の理念を「元寇ロマンの島から平和を求めて（仮称）」をメインテーマとして体系的な展示ができるようにします。

平成21年4月の鷹島肥前大橋の開通に合わせ、3号柵を奈良文化財研究所との共同研究による真空凍結乾燥法で保存処理を行い、処理後的一般公開する展示施設として埋蔵文化財センターのコーナー部分の改修を行います。

### 3. 行動計画

鷹島海底遺跡は、遺跡と、これを取り巻く自然、そして人々の暮らしが一体となつてはじめて価値を持つ遺産であります。

地域に住む人々と、この地を訪れる人たちが、温かく交流し、遺跡を守り、そして活用しながら、ともに国民共通の財産として将来に引き継いでいくことが私たちの目指す鷹島海底遺跡の姿でもあります。この実現に向けて次の3点を行動計画として定めて行動していきます。

**①鷹島海底遺跡の価値を理解し、守ります**

**②鷹島海底遺跡を究め、伝えます**

**③鷹島海底遺跡の価値を活かし、招きます**

**①鷹島海底遺跡の価値を理解し、守ります**

文化財保護法を基本として、出土遺物の国の重要文化財指定及び史跡指定に向けて適切に保存活用を図っていきます。このため、多くの人に保存活用に協力してもらう必要があります。

また、こうした積極的な保存管理のほかに重要文化財指定後の観光客の増加に対応しながら遺跡や自然・住民の暮らしを守るための対策を行います。

**②鷹島海底遺跡を究め、伝えます**

鷹島海底遺跡は、主要な部分が海底に残る遺跡であり、遺跡全体にかかる学術的価値に不明な部分が多いため、今後も専門の職員による継続した調査研究ができるよう体制の充実を図ります。また、鷹島海底遺跡の歴史、地域との関わり、世界史・日本史への影響も広範で多岐に及ぶものであり、これらを総合的に調査研究する視点も必要です。これらの調査研究した資料を保管し、調査研究の成果をとりまとめ、効果的な情報提供を行い、県内外に向けて情報を発信していきます。鷹島海底遺跡に関心を持つてもらうためには、より効果的な広報活動を進めるとともに、松浦市域内の小中学校の総合学習の時間帯及び公民館講座等で学習機会の確保を図り、郷土意識の向上と郷土愛の醸成に努めます。

**③鷹島海底遺跡の価値を活かし、招きます**

鷹島海底遺跡の重要文化財指定後は、鷹島への観光客の増加が見込まれますが、遺跡は一般的な観光地ではないため急激な観光地化は望むものではありません。

鷹島海底遺跡は、見ただけではわからない様々な魅力を持っており、その魅力を伝え、新たな発見をしてもらうような方法が必要です。自然環境や住民生活に配慮しながら遺跡の価値を伝えていくため、アクセスルートの整備など、受け入れ体制を整えます。なお、平成21年3月には鷹島肥前大橋（仮称）の完成が予定されています。鷹島海底遺跡がある松浦市域には、様々な蒙古襲来に関する資源があり、総合的に活用していく方法を検討するとともに鷹島海底遺跡の全体像を理解するため歴史民俗資料館の充実を図り、来訪者とのコミュニケーションを大切にするため、ボランティアガイドの育成に努めます。

埋蔵文化財センターでは、水中考古学の拠点として、調査・保存・活用に関する研究会及び講習会等を開催し、水中遺跡が所在する各自治体へ協力を呼びかけ情報の交換・交流を推進しネットワークの構築を図ります。

鷹島海底遺跡出土遺物の国の重要文化財指定に向け各種講演会等を企画し、市民及び長崎県民へ遺跡の重要性をアピールしていきます。また、指定を記念して長崎県内の

文化施設及び九州国立博物館等とも連携して移動展覧会等を企画します。鷹島海底遺跡への関心の高まりは、様々な資源の活用と情報発信をしていく機会となり、それがまた鷹島海底遺跡の価値と魅力を深め、遺跡を守る地域の活性化につながると確信しています。

#### 4. 行動指針

行動計画は、基本方針を基に短期・中期・長期的な視野に立ち、当面考えられる平成24年度までの行動指針を下記に掲げます。

##### 年度別行動指針計画

平成 18 年度	3 号桟保存処理 海底探査 保存処理委託（木製品） 報告書作成
平成 19 年度	海底探査 保存処理委託（漆製品） 報告書作成 ボランティアガイド育成 小中学校・公民館等へ出前講座
平成 20 年度	海底探査 保存処理委託（鉄製品）埋文センター改修 ボランティアガイド育成 講習会・講演会の開催 小中学校・公民館等へ出前講座 自前による保存処理
平成 21 年度	海底探査 保存処理委託（鉄製品）自前による保存処理 3 号桟一般公開 歴史民俗資料館及び理文センター看板設置 資料館トイレ新設 歴史民俗資料館リーフレット作成
平成 22 年度	国指定史跡申請 保存処理委託（鉄製品） 自前による保存処理 3 号桟一般公開 重要文化財指定候補調査 海底探査 鷹島海底遺跡に関する副読本・パンフレット作成
平成 23 年度	保存整備実施計画検討 保存処理委託（木製品） 自前による保存処理 3 号桟一般公開 重要文化財指定記念講演会及び展覧会の開催 重要文化財指定候補調査 海底探査 出土遺物の重要文化財指定申請
平成 24 年度	保存整備基本計画検討 保存処理委託（木製品） 自前による保存処理 海底探査 伊万里湾海底探査報告書作成

以上、長崎県松浦市教育委員会で策定した松浦市鷹島海底遺跡保存活用方針であり、今後、文化庁・長崎県教育委員会の指導を基本として、また、松浦市教育委員会が委嘱している鷹島海底遺跡調査指導委員会の意見を受けて必要に応じて隨時変更するものとします。

## 5. 海外における海底遺跡の活用事例について

### 1. 海底遺跡活用例

#### ①バイア遺跡

- ・イタリア・ナポリ
- ・紀元前2～3世紀のローマの古代都市（保養地）
- ・地殻変動により沈下した遺跡で、水深5mに位置する。
- ・視界が良いためダイビングスポットとなっている。
- ・国の観光文化局が管理している。

#### ②パンテレリーナ島海底遺跡

- ・イタリア・シシリー島とアフリカのチュニジアの間にある小島。
- ・水深20m。
- ・船体は無いが、海底にチップ入りのレプリカの土器類を置いている。
- ・ダイバーが土器にふれると、その遺物に関する情報（時代、特徴等）がダイバーズウォッチにつけた小さな画面に現れる仕組みになっている。
- ・海底には常時ウェブカメラを設置し、海底の情報は絶えず陸上の施設（博物館や大学の研究所）に配信される。カメラは移動できるので、いろんな角度で状況がわかる。
- ・ダイバーが土器などを持ち出そうとすると、土器の中のチップが反応することで盗難を防止することができる。
- ・システムはイタリアのテクノメールという会社が開発した（カメラ・作動システムなど全て含め1～2億円程度）。

#### ③アレクサンドリア海底遺跡

- ・エジプト・アレクサンドリア
- ・紀元前4世紀の古代エジプト・古代ローマの海底遺跡。
- ・4世紀と14世紀の地震により埋没しており、水深は10mである。
- ・1992年から調査開始。柱の台座やスフィンクスのような像などが発見されている。
- ・2001年から一般に潜水が許可されているが、視界は悪い。

#### ④フロリダ海底遺跡ミュージアム

- ・アメリカ・フロリダ州。
- ・フロリダ半島全域に11箇所の海底遺跡がある。全てがダイビングスポットとなっている。
- ・18世紀から20世紀の沈没船や大砲などの遺物が埋没しており、州政府が管理している。

### 2. 沈没船の活用例

#### ①バーサ号

- ・スウェーデン・ストックホルム
- ・17世紀のスウェーデン帆船。17世紀に沈没している。
- ・1956年に引き揚げられ、保存処理を実施し、国立バーサ博物館で展示中。

- ・海中が低温であったためナクイムシの被害を免れ、ほぼ完全な姿で残存していた。

#### ②バタビア号

- ・オランダ東インド会社の武装帆船で、1629年オーストラリアパース沖で沈没。
- ・1963年にオーストラリアが引き揚げ、船体はオーストラリア・フリーマントルの難破船博物館に展示されている。
- ・オランダの造船家が政府の支援なしに完全な船体を再建している。
- ・再建船は1995年オランダに曳航され、現在アムステルダムレリストットの国立海洋史センターで停泊・公開されている。

#### ③新安沈没船

- ・1975年に韓国全羅南道新安郡知島邑防築里道徳島沖合、水深30mの海底で発見される。
- ・復元された船は長さ30m、幅9.4m、規模200トンである。
- ・14世紀の中国の交易船で、八つの隔壁板で仕切られた船倉がある。
- ・京都の東福寺などの発注による物産等を積んで、1323年頃に中国寧波から博多に向けて航行中に大風に遭い、韓国西部で沈没する。
- ・調査は1976年から1984年まで、海軍文化財管理局で11回実施している。
- ・出土品は木浦市の国立海洋文化財研究所博物館（1994年開館）と国立中央博物館で展示されている。
- ・出土遺物には、陶磁器2万点を超え、金属製品729点、銅錢約800万枚総重量28トン、紫檀木1,017点、硯、砥石、石臼等あり。

#### ④莞島沈没船

- ・1977年、全羅南道莞島郡菴山面漁頭里沖合、水深15mの地点から高麗青磁が引き揚げられる。
- ・1983年から1984年までに調査が実施され、船体の一部が引き揚げられる。
- ・朝鮮の伝統的建造方法を使った貿易船で、竜骨ではなく角材を使用した平らな船底である。
- ・出土遺物には、海南地方窯産の3万点以上におよぶ青磁から11世紀中・後半頃に活躍した船と推定されている。

#### ⑤南海1号船

- ・1987年、広東省陽江市東平港の南約37km、水深25mの海底で発見される。
- ・1mのシルト層で保護されており、長さ30.4m、幅9.8mある。
- ・南宋時代（約840年前）の交易船で、甲板は腐食し消滅しているが、船体部分が残っている。
- ・2007年、沈没船を周囲の泥と一緒に巨大な鉄製の箱に入れ、水に浸した状態で引き揚げられている。
- ・広東海上シルクロード博物館内の巨大プールの中で保管中である。
- ・調査は、広東省文物考古研究所が実施中で、現在船体周囲の泥を慎重に調査・研究中で、2009年から船内中央部を部分的に調査している。
- ・陶磁器、金属器、銅錢など200点が確認されているが、最終的には6～8万点の遺

物が予想されている。

- ・1989年、中国歴史博物館と日本の水中考古学研究所が共同で「日中連合中国南海沈没船調査学術委員会」を結成し、この沈没船を南海1号と名づけている。

⑥泉州船

- ・1974年、中国福建省泉州后渚で発見される。
- ・南宋時代の交易船で、復元された船は全長34.5m、幅11m、高さ4m、積載重量約200トンである。

## 6. モンゴル帝国に侵攻を受けた主な都市及び戦場

①東アジア・東南アジア

■第一次対金戦争（1211～1215）、第二次対金戦争（1230～1234）

モンゴル・南宋戦争（1235～1279）

国名	名 称	概 要	モンゴル侵攻の遺構・遺物
中華人民共和国	開封 カイファン	現在の河南省開封市。北宋の首都であった。宋を征服した金がモンゴル帝国により攻められて領土の大半を奪われた後、この地に遷都して抵抗を続けたが、程なく滅ぼされた。金滅亡後、南宋が中原回復を掲げ、協定を破り奪回したが、南宋軍は物資の現地調達ができず、飢えに苦しみ開封を放棄して潰走した。	金滅亡時にモンゴル軍は投石器を使って、手榴弾のように火薬を打ち込んだと言われているが、遺物、遺構等は特に残っていない。
	中都 チュウトウ	現在の北京市一帯。金の首都であった。第一次対金戦争で中都を包囲したモンゴル軍は金に「城下の盟」を求め、金もそれに応じた。これにより、モンゴル軍は内蒙ゴルに退いたが、金の第8代皇帝宣宗が開封に逃れようとし、諸族の混成軍が反乱を起こしたため、モンゴルに援軍を求めることとなり、モンゴル軍は再び南下し中都は落城した。	モンゴル本土と中国の中継点であることから、落城後にいち早く復興され、北中国支配の拠点となった。フビライ・ハーンの時代に、城市の東北に接する土地に新たな都市（大都）が建設され、元の首都となった。現在、元時代の遺跡は城壁の一部が残存し、大都城壁遺跡公園となっているが、モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は残っていない。
	洛陽 ラオヤン	現在の河南省洛陽市。中原回復を掲げた南宋が開封とともにモンゴルより奪回したが、モンゴル軍は黄河を決壊させて南宋軍に損害を与え、次いで洛陽を強襲した。南宋軍は開封とともに洛陽を放棄して潰走した。	モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は特に発見されていない。

国名	名称	概要	モンゴル侵攻の遺構・遺物
中華人民共和国	鄂州	現在の湖北省鄂州市。モンゴルと南宋戦争の際に、初めて長江を渡ったモンゴル軍に包囲された。その後、フビライが北に帰ったために、包囲は解かれたが、1274年に陥落した。	モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は特に発見されていない。
	襄陽・樊城	現在の湖北省襄陽市。華北と漢水(揚子江の支流)中流の接点となる要衝で、南宋の北方の金・モンゴルに対する最前線基地であった。1268年から5年に渡り南宋とモンゴルとの攻防が繰り広げられた。名将呂文煥が守る襄陽は漢水対岸の樊城との水陸連携の攻撃で、モンゴル軍を長く苦しめたが、モンゴル軍による大規模な長期包囲や、新兵器の回回砲による攻撃に屈して陥落した。	モンゴル軍は長期包囲のために長大な土塁の包囲陣を築いたとされるが、現在は残されていない。
	臨安	現在の浙江省杭州市。南宋の首都であったが、1276年にモンゴル軍に無血開城した。これにより、南宋は事実上滅亡した。	モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は特に発見されていない。
	崖山	南宋が、名実ともに滅亡した1279年の「崖山の戦い」の地。現在の広東省江門市。戦場跡を眺望できる場所が公園となっており、復元された当時の戦艦をモニュメントとし、その内部では「崖山の戦い」の再現CGが上映されているほか、復元船の上が展望台となっている。	海戦であり沈没船等が海底に残存している可能性があるが、未調査であり現状では不明である。
	釣魚城	重庆市に所在する城跡で、モンゴルと南宋戦争における主要な古戦場の一つ。1259年の戦いでは城内からの砲撃でモンゴル皇帝のモンケ・ハーンが重傷を負い死亡したことから、モンゴル軍は一時、南宋からの撤退を余儀なくされた。	城門や仏教関連の遺跡があり、重庆の著名な観光地となっている。2007年、発掘中の奇勝門の北150mの場所から、長さ35mの地下トンネルが発見された。モンゴル軍が城内への侵攻を企て掘ったものと考えられている。

## ■高麗侵攻（1231～1232、1235、1247～1259、1271～1273）

国名	名称	概要	モンゴル侵攻の遺構・遺物
朝鮮民主主義人民共和国	義州 イシュ	現在の平安北道義州郡。鴨緑江沿いに位置し、古来より朝鮮半島の西北の関門であった。1231年、高麗のモンゴル使節殺害を機に始まったモンゴルの第1次高麗侵攻の折には、最初の攻撃目標となり、将軍サルタク・コルチに率いられたモンゴル軍により、瞬時に陥落された。高麗の將軍洪福源は1,500戸を引き連れてモンゴルに降伏した。	モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は特に発見されていない。
	安州 アンジュ	現在の平安南道安州市。朝鮮半島の西北地域の中心部の一つ。モンゴルの第1次高麗侵攻で、モンゴル軍の侵攻に対して、高麗の崔瑀は歩兵を率いて迎撃したが陥落した。	モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は特に発見されていない。
	龟城 クジン	現在の平安北道龟城市。モンゴル軍の第1次高麗侵攻の折に、モンゴル軍に包囲されたが、反撃を続け陥落しなかった。モンゴル軍の将軍サルタク・コルチは、敢えて攻撃を継続せず。これを捨てて一挙に首都の開城を攻略し、陥落させた。	モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は特に発見されていない。
	開城 ケンソン	現在の開城市。高麗の首都であった。モンゴル軍の第1次高麗侵攻で陥落した。高麗朝廷はモンゴルに講和を求めた。これに対しモンゴルは、1万枚の毛皮、2万頭の馬など大量の貢物を要求し、1232年春、主力軍を北に撤退させたが、高麗が講和条件を守るかどうか監視させるため、開城その他の都市に72人の統治官を配置した。	モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は特に発見されていない。
大韓民国	龍仁 ヨンイン	現在の京畿道龍仁市。第1次高麗侵攻の後、高麗の権力者崔瑀はモンゴルの統治官を殺害し、国王と開城の民を引き連れて、京畿道沖にある江華島に朝廷を移した。これに対して、モンゴルは第2次侵攻を行うが、江華島を制圧することができず、光州で高麗軍に反撃された。この間、龍仁付近で行われた処仁城の戦いでモンゴルの将軍サルタクが流れ矢に当たり戦死したため、モンゴル軍は撤退を余儀なくされた（処仁城の戦い）。	高麗の反撃拠点となった処仁城は、京畿道記念物第44号に指定され、城跡の遺構が残存している。北側の野原は死葬跡と呼ばれており、サルタクが殺された場所と伝えられている。

## ■ミャンマー侵攻（1277、1283、1287）

国名	名 称	概 要	モンゴル侵攻の遺構・遺物
ミャンマー連邦共和国	ンガサウジャン	ミャンマーと中国の国境付近に位置する現在の中国雲南省保山市付近。1271年に国号を大元としたフビライのモンゴル帝国とビルマ（ミャンマー）のバガン朝との間で行われた最初の戦闘の地である。入貢と臣従を求めるフビライ・ハーンの使者を拒絶し、処刑したバagan朝のナラティーハバテ王に対し、元の雲南方面駐屯軍が派遣された。バagan軍は戦象を率いてモンゴル軍を迎え撃った。当初は戦象を見慣れないモンゴル軍の騎馬が混乱し、バagan軍は優位に立った。しかし、モンゴル軍が下馬して大量に弓を射る作戦に出たことから、戦象が矢に傷つき、苦痛に混乱して自軍や密林になだれこみ、途上にあった全てのものを破壊して戦場から離脱した。その後、元軍は再び乗馬し残ったバagan軍を大いに破った。	モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は特に発見されていない。
	バーモ	現在のカチン州バーモ。1283年に元とバagan朝間の戦闘が行われた。元軍はナラティーハバテ王屈服を目指し、バagan領へ侵攻するが、王は戦わずして首都バaganを放棄し、ラハニヤカラに避難した。	モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は特に発見されていない。
	バagan	現在のマンダレー管区バagan。バagan朝の首都であった。1287年に元とバagan朝の戦闘が行われた。バモーの戦いの後のバagan朝の政治的混乱に目をつけたフビライ・ハーンの孫梁王エセン・テムルは、大軍をエーヤワディー川流域に展開し、バagan領を進んで首都バaganを攻撃した。バaganは陥落し、これによりバagan朝は実質的に滅亡した。	バaganはカンボジアのアンコール・ワット、インドネシアのボロブドゥールと並ぶ世界三大仏教遺跡の一つとされている。大小さまざまな仏教遺跡が林立している。元の侵攻により破壊された仏塔や仏像が一部に残されている。

## ■陳朝（ベトナム）侵攻（1257、1285、1287）

国名	名 称	概 要	モンゴル侵攻の遺構・遺物
ベトナム社会主義共和国	昇龍	現在のハノイ市。陳朝の首都であった。1257年から、雲南を占領したモンゴル軍による侵攻が開始された。モンゴル軍は紅河を渡河して昇龍を略奪した。 陳朝の王の太宗は昇龍を放棄して南方の天幕（現在のハナム省ズイティエン）に退避し、モンゴル軍の帰還後に、次子の陳晃（聖宗）に譲位し、モンゴル帝国に臣従した。	1010年から1804年まで、ベトナムの諸王朝がここに都を置いたため、各時代の遺跡が重なって存在する。2010年8月にユネスコの世界遺産（文化遺産）に登録されたが、モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は特に発見されていない。
	雲屯	現在のクアンニン省ヴァンハイ。元（モンゴル帝国）の第3次ベトナム侵攻の際に雲屯の戦いが行われた場所。ベトナム陳朝の將軍陳慶餘が、雲屯で元軍の糧船船団に奇襲をかけ、多くの糧船を沈没または強奪した。	モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は特に発見されていない。
	白藤江	元（モンゴル帝国）の第3次ベトナム侵攻の帰途を決した白藤江（バクダン川）の戦いが行われた場所。元軍は第3次侵攻で首都昇龍を占領したが、雲屯の戦いで糧船が陳慶餘率いる軍に敗れたため、食糧確保と拠点防衛が難しくなり、陸路と海路の二手に分かれて撤退を開始した。騎兵の護衛を伴いつつ白藤江を遡上した元の水軍は、陳國峻率いる陳朝軍の待ち伏せに遭い、元軍の水兵はほぼ全滅した。	待ち伏せしていた陳朝軍は、川に杭を打ち元の軍船が杭を打ち込んだ地点に差し掛かると、圓の船を使って元軍を杭のある場所に誘い込み、攻撃したと伝えられる。現在、白藤江の戦いがあったと思われる地域の水田の中から、杭が出土している。
	諒山	現在の諒山省諒山市。中国広西チワン族自治区との国境付近に位置する。第3次ベトナム侵攻で昇龍から陸路で撤退した元軍は、諒山で待ち伏せしていた陳朝軍に攻撃され、大きな打撃を受けて、陳朝軍の追撃を受けつつ広西に逃げ帰った。	モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は特に発見されていない。

## ②中央アジア・西アジア

## ■チンギス・ハーンの征西（1219～1222）

国名	名称	概要	モンゴル侵攻の遺構・遺物
カザフスタン共和国	オトルル	現在のカザフスタン南部に位置する歴史的都市遺跡。中央アジアのオアシス都市であったが、1210年にイスラム王朝のホラズム・シャー朝によって征服された。その後、チンギス・ハーンのカラキタイ旧領の併合により、モンゴルとの国境最前線となった。1218年、モンゴル帝国が派遣した通商使節団450人が、オトルルの総督により殺害される事件が起こった。この事件を契機に、チンギス・ハーンのホラズム・シャー朝侵攻が開始され、オトルルはモンゴル軍により徹底的に破壊された。	現在は発掘調査と保存整備事業が行われており、カザフスタンを代表する歴史遺産・観光資源となっている。ティムール朝期のモスクの跡等の遺構が整備されているが、モンゴルとの戦いの跡を示す遺構や遺物は発見されていない。
イラン・イスラム共和国	ニーシャーブール	現在のラザヴィー・ホラーサーン州ニーシャーブール。地中海やアナトリアと中国を結ぶシルクロードに位置しており、イラン高原と中央アジアを分ける境界に位置する。中世にはヨーロッパへ輸出する陶磁器の生産で繁栄し、セルジューク朝の祖・トゥグリル・ベグが1037年に宮殿を造営した。1221年、チンギス・ハーンの娘婿がこの地で殺されるとモンゴルはこの地を破壊、ほぼすべての住民が殺害された。	中世都市ニーシャーブールの中心部はシャーデ・ヤッハ遺跡として、発掘されている。発掘調査はまだ全体の一部しか行われていないが、セルジューク朝時代の土器や建物跡、城壁の一部などが発見されている。モンゴルによる戦闘の遺物等は発見されていない。
ウズベキスタン共和国	サマルカンド	現在のサマルカンド州サマルカンド地区。紀元前10世紀頃からイラン系民族のオアシス都市として発展し、いくつもの王朝の支配を受けながらも数世紀にわたって繁栄を続けてきたが、1220年、チンギス・ハーンのホラズム・シャー朝侵攻の際に、モンゴル軍に攻められ徹底的に破壊された。	当時の旧サマルカンドは、現在の市街地の北側にあり、アフラシャブと呼ばれている。後にティムール朝の王族たちの廟が築かれた。モンゴル軍の戦闘に伴う遺構等は発見されていない。2001年文化交差点として世界遺産になった。

国名	名称	概要	モンゴル侵攻の遺構・遺物
ウズベキスタン共和国	ブハラ	現在のブハラ州ブハラ地区。ザラフシャン川下流域に古代より栄えたオアシス都市であったが、9世紀後半、土着のイラン系貴族がアッバース朝から自立して樹立したサーマーン朝の首都となり発展した。10世紀末にサーマーン朝が滅亡した後は、カラハン朝、ホラズム・シャー朝の支配下に入った。チンギス・ハーンのホラズム・シャー朝への侵攻に伴い、モンゴル軍により破壊された。	ブハラ歴史地区として1993年、ユネスコの世界遺産に登録された。モンゴル軍との戦闘に伴う遺構等は発見されていない。
トルクメニスタン	ウルゲンチ	現在のダショグズ州クフナ・ウルゲンチ。ウズベキスタンとの国境近くに位置する。12世紀末から13世紀初頭にかけホラズム・シャー朝の首都として繁栄したが、チンギス・ハーンのホラズム・シャー朝への侵攻に伴い、1221年にモンゴル軍に攻められ破壊された。	2005年にユネスコの世界遺産に登録された。ホラズム・シャー朝期からティムール朝期の遺跡が残されているが、モンゴル軍との戦闘に伴う遺構等は発見されていない。
アフガニスタン・イスラム共和国	ヘラート	現在のヘルート州ヘルート市。ホーラーサーン地方の東部に位置し、中央アジアとインド亜大陸、西アジアを結ぶ重要な交易路上にあって古来より栄えた。チンギス・ハーンのホラズム・シャー朝への侵攻に伴い、1221年にモンゴル軍に攻められ、城塞が破壊され、多くの住民が殺害された。	モンゴル軍との戦闘に伴う遺構等は発見されていない。
	バルフ	現在のバルフ州バルフ。古代より交易路の拠点として繁栄した。7世紀中頃よりウマイヤ朝、アッバース朝等、イスラム勢力の諸王朝の支配を受けた。1220年、ホラズム・シャー朝のアーラウッディーン・ムハンマドの追捕として侵攻してきたモンゴル軍によって街は破壊されたと伝わる。	バルフ近くに城壁に囲まれた巨大な廃墟があり、古代バクトリア王国の首都バクトラと見做され、しばしば発掘が試みられたが、バクトラに比定すべき証拠は発見されていない。モンゴル軍による侵攻の跡も特に発見されていない。

国名	名 称	概 要	モンゴル侵攻の遺構・遺物
アフガニスタン・イスラム共和国	バーミヤーン	現在のバーミヤーン州バーミヤーン市。ヒンドゥークシュ山中の中継都市として繁栄していたが、ホラズム・シャー朝の残党を追って攻め入ってきたチンギス・ハーン自ら率いるモンゴル軍に攻略された。この戦闘中、チンギス・ハーンの次男チャガタイの子、モエトゥケンがバーミヤーン側の放った矢にあたって戦死したため、激怒したチンギス・ハーンによって全ての住民が殺害され、街は徹底的に破壊されたと伝えられる。これによってバーミヤーン市は全くの廃墟となり、その後数百年にわたって無人となった。	2003年に「バーミヤーン渓谷の文化的景観と古代遺跡群」の名称でユネスコの世界遺産に登録された。モンゴル軍の侵攻の跡を示す遺構や遺物は特に発見されていない。
	バルヴァーン	現在のバルヴァーン州。アフガニスタンの首都・カブールの近郊に位置する。チンギス・ハーンの西征で首都サマルカンドから逃走した国王アーラウッディーン・ムハンマドに代わりスルタンに即位したジャラール・シディーンは、3万の兵を集めてモンゴル軍の動きを窺っていたが、バルヴァーンでシギ・クトク率いるモンゴル軍の一軍とぶつかった。不意をつかれたモンゴル軍は、ジャラール・シディーンの軍に敗れ逃走した。	モンゴル軍との戦闘に伴う遺構、遺物は特に発見されていない。

## ■フレグの征西（1253～1260）

国名	名称	概要	モンゴル侵攻の遺構・遺物
イラン・イスラム共和国	アラムート城塞	イラン北西部の都市ガズビーン近郊のアルボルズ山脈中にある城塞跡。モンゴル帝国に服属しないイスラム教シーア派の一派、ニザール派の拠点であった。モンゴル軍はアラムートを中心とする山城群を包囲し、弩砲などの強力な攻城兵器を使用して、ついにアラムート城塞を開城させた。	山上に城塞の跡が残されているが、モンゴル軍との戦闘の跡については不明である。
イラク共和国	バグダード	現在のバグダード市。アッバース朝の首都であり、東西交易の中心地として、最盛期には100万人の居住者と6万人の精強な軍隊を誇っていたと伝えられる。1257年に11月にチンギス・ハーンの孫であるフレグが率いるモンゴル軍に包囲され、攻城兵器と投石器による攻撃で城壁が破壊され、1258年2月に陥落しモンゴル軍により、徹底的な破壊を受けた。	包囲の際に中国人部隊が柵と溝を建設したと伝えられるが、遺構や遺物は発見されていない。
シリア・アラブ共和国	アレッポ	現在のアレッポ県アレッポ市。シリアの首都ダマスカスの北約300キロメートルに位置する。ユーフラテス川と地中海方面を繋ぐ交通の要衝であり、古くから商業都市として栄えた。1260年シリア・エジプト方面への侵攻を開始したフレグが率いるモンゴル軍により征服され破壊された。	12世紀の姿のままで残っている。1986年に「古代都市アレッポ」の名称で、ユネスコの世界遺産に登録された。モンゴル軍との戦闘の跡を示す遺構や遺物は発見されていない。
	ダマスカス	現在のダマスカス。1260年、フレグが残したト・ブカ率いるシリア駐留のモンゴル軍に攻められ陥落した。	旧市街に残る歴史的構造物が「古代都市ダマスカス」の名称で、ユネスコの世界遺産に登録されているが、モンゴル軍との戦闘の跡を示す遺構や遺物は発見されていない。

国名	名 称	概 要	モンゴル侵攻の遺構・遺物
バレスチナ	aign・ジャールート	現在のaign・ジャールート村。マムルーク朝領への侵攻を開始したキト・ブカ率いるシリア駐留のモンゴル軍とマムルーク朝軍の戦闘が行われた場所。マムルーク朝軍はまず先方隊を投入し、モンゴル軍を誘い出した。マムルーク朝軍に突撃して一気に勝敗を決しようとし、先方隊を追撃したモンゴル軍は、待ち受けていたマムルーク朝軍本隊によって包囲、攻撃され、壊滅した。シリア駐留モンゴル軍の壊滅により、マムルーク朝軍はダマスカス、アレッポを解放し、シリアをモンゴル帝国から奪還した。	戦闘の跡を示す遺構や遺物は特に発見されていない。

## ③ロシア・東ヨーロッパ

■ルーシー侵攻（1223、1236～1240）、ヴォルガ・ブルガール侵攻（1223～1229、1232、1236）

国名	名 称	概 要	モンゴル侵攻の遺構・遺物
ロシア連邦	リヤザン	現在のリヤザン州スター・ラヤ・リヤザニ村。北欧方面とヴォルガ川流域・中央アジアを結ぶ交易都市であり、リヤザン公国（リヤザン）の首都として繁栄した。1237年バトゥ率いるモンゴル帝国の侵攻によって略奪破壊され、以後、復興が進まず、14世紀初頭に55km離れたペレスラヴリ（現在のリヤザン）にリヤザン公国（リヤザン）の首都は移された。	堀や土塁の跡、建物の礎石などが遺跡としてオカ川をのぞむ丘陵上に残されている。発掘調査も行われているが、モンゴル軍の侵攻を示す遺構や遺物については不明である。
	コロムナ	現在のヤロスラヴリ州コロムナ市。モンゴル帝国の侵攻時にはリヤザン公国の北部を守る拠点の1つであった。リヤザン公国軍の残存部隊とウラジーミル公国からの派遣軍が終結してモンゴル軍と激戦を交えたが、モンゴル軍に敗れ焼き払われた。	16世紀に築かれた城壁が残されているが、モンゴル軍との戦闘に伴う遺物等は残存していない。
	モスクワ	現在のモスクワ州の州都モスクワ市。モンゴル帝国の侵攻時には小村であったが、モンゴル軍に敗れ焼き払われた。	モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は特に発見されていない。

国名	名称	概要	モンゴル侵攻の遺構・遺物
ロシア連邦	ウラジーミル	現在のウラジーミル州ウラジーミル市。モンゴル帝国の侵攻時には、ウラジーミル・スーズダリ大公国の首都として栄えていた。1238年、バトゥ率いるモンゴル軍に攻められ、陥落した。この時、32棟の大理石でできた壮大な建築群も焼失し、大公の家族も焼死した。	1992年にモンゴル軍による破壊を免れた生神女就寝大聖堂をはじめとするウラジーミル周辺の古い建築群が、「ウラジーミルとスーズダリの白亜の聖堂建築群」として世界遺産に登録された。モンゴル軍との戦闘に伴う遺構や遺物は残存していない。
	シチ川	現在のヤロスラヴリ州。1238年、バトゥ率いるモンゴル帝国のルーシ侵攻軍とウラジーミル・スーズダリ大公国の大公ユーリー2世軍との戦いが行われた場所として知られている。ユーリー2世軍は完敗し、ユーリー2世は戦死した。	モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は発見されていない。
	ロストフ	現在のヤロスラヴリ州ロストフ市。ネロ湖のそばに栄えたロシア最古級の古都で、862年の年代記に既に重要な都市として記録されている。モンゴル軍の侵攻時には、ウラジーミル・スーズダリ大公国の都市の一つであったが、1238年にモンゴル軍により略奪・破壊された。	1949年の発掘では木片で舗装された道も見つかり、年輪年代学調査から963年にさかのぼるとされた。モンゴル軍侵攻時の遺構や遺物等は発見されていない。
	ヤロスラヴリ	現在のヤロスラヴリ州の州都ヤロスラヴリ市。11世紀初頭、キエフ大公国のヤロスラフ1世によって建てられた。モンゴル帝国侵攻時には、ヤロスラヴリ公国の首都であったが、モンゴル軍により破壊され、その後およそ150年間モンゴル帝国により支配された。	市内には16世紀に建築されたスパソ・ブレオブラジエンスキイ聖堂や、17世紀の預言者イリヤ聖堂等があり、ヤロスラヴリの歴史地区として2005年、ユネスコの世界遺産に登録されているが、モンゴル帝国侵攻時及び統治期の遺構や遺物は発見されていない。

国名	名称	概要	モンゴル侵攻の遺構・遺物
ロシア連邦	コゼリスク	現在のカルーガ州コゼリスク市。モンゴル帝国侵攻時はチェルニーヒウ公国の都市の一つであった。1238年にモンゴル軍に攻められたが、7週間にわたって激しく抵抗し、モンゴル側は4000人の犠牲者を出した。最終的には陥落し破壊された。	モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は発見されていない。
	ケルネク	現在のサマラ州ケルネク。ヴォルガ川の屈曲部付近にあたる。1223年、当時この地域に存在したヴォルガ・ブルガール国軍とモンゴル軍が戦ったサマラ屈曲部の戦いが行われた地。ブルガールの王ガブドウッラー・チェルビルと、モルドヴィン人のプレシュ公及びブルガスの連合軍が、モンゴル軍を待ち伏せして打ち負かしたと伝えられる。この戦いの後、モンゴル軍は中央アジアに戻り、ブルガールには戻らなかった。	モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は発見されていない。
ロシア連邦タatarスタン共和国	ビリヤル	現在のアレクイエフスキ地方に存在した都市。1236年にバトゥ率いるモンゴル軍が侵攻した時は、この地域一帯に存在したヴォルガ・ブルガール国第2の都市であったモンゴル軍と45日にわたる攻城戦を開戦した後、陥落し、徹底的に破壊された。	モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は発見されていない。
	ブルガール	現在のスパスキー地方。1236年にバトゥ率いるモンゴル軍が侵攻した時は、この地域一帯に存在したヴォルガ・ブルガール国の首都であった。モンゴル軍の攻撃を受けて陥落し、破壊・略奪された。	モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は発見されていない。

国名	名 称	概 要	モンゴル侵攻の遺構・遺物
ウクライナ	カルカ河畔	現在のドネツィク州付近。1223年、チングイス・ハーンの征西時に、キプチャク草原（中央ユーラシア西北部から東ヨーロッパ南部地域）に侵入したモンゴル軍と、キプチャク草原の遊牧民諸族およびルーシ諸国の連合軍とがぶつかった戦いの地。キプチャク・ルーシ連合軍は数の上ではモンゴル軍をはるかに上回っていたが、モンゴル軍に大敗を喫した。	モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は発見されていない。
	チェルニーヒウ	現在のチェルニーヒウ州チェルニーヒウ市。1239年、バトゥ率いるモンゴル軍が侵攻した時は、キエフ大公国の分国であるチェルニーヒウ公国の中都として栄えていた。モンゴル軍の攻撃により陥落し、破壊・略奪された。	モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は発見されていない。
	キエフ	現在の首都キエフ市。1240年にバトゥ率いるモンゴル軍が侵攻した時は、キエフ大公国の首都であった。キエフの明け渡しを求めて街を包囲したモンゴル軍は、32の投石機を集めてキエフの防衛線で弱点だったポーランド門を攻撃し、市内へ乱入した。キエフ軍と市民は什一聖堂を最後の砦として防戦したが、ついに陥落した。この戦いで山の手だった古キエフは荒地となり、都市の中心地は下町ボジールへ移った。	什一聖堂、クローウ修道院、黄金の門等、モンゴル軍により破壊された建造物の遺跡が存在し、発掘調査も行われたが、モンゴル軍侵攻時の遺物等の出土は不明。黄金の門は1982年に復元された。
	ペレヤースラウ	現在のキエフ州ペレヤースラウ＝メリヌィーツィクイ市。1239年のモンゴル軍侵攻時には、ペレヤースラウ公国（ノヴィゴロド公国）の首都であった。モンゴル軍により破壊・略奪された後に衰退し、14世紀にリトアニア大公国、16世紀にボーランド・リトアニア共和国に併合された。	モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物は発見されていない。

## ■ポーランド・ハンガリー侵攻（1241）

国名	名 称	概 要	モンゴル侵攻の遺構・遺物
ポーランド共和国	サンドミェシュ	現在のシフィエンティクシシュ県サンドミェシュ。1241年2月13日にバイダル率いるモンゴル帝国のヨーロッパ遠征軍の分隊と、ポーランド王国軍がぶつかったトゥルスクの戦いが行われた場所として知られる。モンゴル軍は街を包囲し、サンドミェシュは陥落した。	サンドミェシュはポーランドで最も古い街の一つであり、古い建造物や街並みが残されているが、モンゴル軍との戦いの状況を示す遺構や遺物は発見されていない。
	ヴロツワフ	現在のドルヌイ・シロンスク県ヴロツワフ市。1241年にオルダ率いるモンゴル帝国ヨーロッパ遠征軍の分隊が侵攻した時は、シロンスク公国で最大の都市の1つであった。シロンスク公ヘンリク2世は、モンゴル軍に対抗するため、レグニツァ近辺に自軍と同盟者の軍勢を結集させていたため、街はモンゴル軍の前に容易に陥落し、蹂躪された。	モンゴル軍との戦いの状況を示す遺構や遺物は発見されていない。
	クラクフ	現在のマウォポルスカ県クラクフ市。1241年にバイダル率いるモンゴル帝国の遠征軍の分隊が侵攻した時にはポーランド王国の首都であった。モンゴル軍はクラクフ侵攻直前に、フミエルニクの戦いで、クラクフとサンドムィルの連合軍を打ち破っており、クラクフ侵攻時には市民も街を逃げ出していたと伝えられる。街はモンゴル軍に包囲され焼き払われた。	ポーランドで最も古い街の一つであり、旧市街には歴史的建造物が多く残り、クラクフ歴史地区として世界遺産に登録されている。モンゴル軍との戦いの状況を示す遺構や遺物は発見されていない。
	レグニツキエ・ボーレ	現在のドルヌイ・シロンスク県レグニツァ市の近郊。1241年4月9日、ポーランド大公ヘンリク2世を中心とするドイツ・ポーランド連合軍とモンゴル軍による戦闘（レグニツァの戦い）が行われた場所。ドイツ・ポーランド連合軍は大敗し、ヘンリク2世も戦死した。	モンゴル軍との戦いの状況を示す遺構や遺物は発見されていないが、この戦いを記念する式典が毎年レグニツァで開催される。

国名	名 称	概 要	モンゴル侵攻の遺構・遺物
ハンガリー	モヒ	現在のボルショド・アバウイ・ゼンプレーン県に位置する村。1241年4月11日にハンガリー王ペーラ4世率いるハンガリー軍とモンゴル軍による戦闘(モヒの戦い)が行われた場所。ハンガリー東北部のサヨ川とヘルナッド川合流点近くに位置する。数に勝るハンガリー軍はサヨ川の西岸に強固な防御円陣を築き野営した。これに対し、モンゴル軍は投石機を用いて石弾と矢弾の集中攻撃を行い、加えて別働隊がハンガリー軍を背後から襲い包囲した。身動きの取れなくなったハンガリー軍はモンゴル軍からあびせられる大量の石弾と矢弾によって壊滅的打撃を受け壊滅した。モンゴル軍は次の目的地ウィーンを目指したが、大ハーンオゴディの死による遠征軍の帰還命令を受け、ハンガリーから撤退した。	モヒの戦いがあったとされる地に、円形の丘に十字架を建てたモニュメントが建てられている。
	ブダペスト	現在の首都ブダペスト。古代にはローマ帝国のパンノニア属州の中心都市アクインクムとして栄えた。モンゴル軍が侵攻した1241年にはブダ城が存在する中世都市であった。モンゴル軍の攻撃を受け、木造城壁だったブダ城は破壊され、街は略奪された。その後、城はペーラ4世により石造で再建され、1361年にはハンガリー王国の首都になった。	数々の歴史的な建造物が点在する美しい街並みが「ブダペストのドナウ河岸とブダ城地区及びアンドラーシ通り」としてユネスコの世界遺産に登録されているが、モンゴル軍の侵攻に伴う遺構や遺物等は発見されていない。

## 参考文献

ロバート・マーシャル 「図説 モンゴル帝国の戦い—騎馬民族の世界制覇」  
東洋書林 2001

S.R. ターンブル 「モンゴル軍」 新紀元社 2000

ジャン=ポール・ルー 「チンギスカンとモンゴル帝国」 創元社 2003 他

**国指定史跡 鷹島神崎遺跡保存管理計画書**

平成26年3月

編集・発行 長崎県松浦市教育委員会

〒859-4598

長崎県松浦市志佐町里免365番地

TEL 0956-72-1111

FAX 0956-72-1115

資料作成協力 株式会社文化財保存計画協会

〒101-0003

東京都千代田区一ツ橋2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル

TEL 03-5276-8200

印刷 株式会社クイックス

〒102-0073

東京都千代田区九段4-1-13